

第1章 看護学校教員の養成体系

はじめに

本章では看護婦の教育訓練ないし職業能力開発について、その教育指導担当者とその養成体系を取り上げる。

看護婦の教育と教育担当者について職業訓練と同様の制度・体系が存在するのであろうか。あるとすればどのようなものか。例えば、看護婦教育において「準則訓練」に当たるものはあるだろうか。また「職業訓練指導員」に当たる存在は何であろうか。

このような問題関心に立って、その現状とこれからの動向を明らかにすることが本章の課題であるが、結論を先に述べれば、看護婦の資格に関しては「保健婦助産婦看護婦法」という法律があり、保健婦・助産婦・看護婦・准看護婦それぞれについて免許規定があり、それぞれの資格取得のための国家試験（准看護婦の場合は知事試験）の受験資格の中に教育要件がある。またこの教育の担当者についても資格要件が法令で定められている。

保健婦、助産婦、看護婦、准看護婦の養成教育は、看護婦養成教育が柱となっている。准看護婦養成教育は、看護婦養成教育につながるものとなっており、保健婦・助産婦養成教育はそれぞれ看護婦養成教育の上に積み上げるものとなっている。

これらの養成教育（看護基礎教育）ほかに、入職後、その職場・職務に応じ、また段階に応じたさまざまな教育訓練が行われており、その必要性和重要性の認識は一般的である。またそれらを制度的に体系づけようとする方向での努力が為されている。しかしそれらは、看護婦等養成教育の教育担当者（看護教員）の養成教育を除いて、法令に裏付けられた制度的なものとはなっていない。

看護婦等の看護職者に関する教育訓練の一般的な状況は以上のようなので、本章では、看護婦の養成教育に焦点を当ててその教育担当者の養成体系を中心に述べることにし、看護職のこれからの在り方も含めてその教育訓練ないし職業能力開発のこれからのについて最後に触れることとする。

看護教員の養成体系について述べるに先立って、看護婦の養成教育体系を取り上げる。その理由は、看護教員の業務内容を明らかにすることになると言うことと、看護教員の資格要件の一つに看護婦養成教育の修了が入っており、養成体系の一環を成しているということによる。

第1節 看護婦（士）養成教育の制度と現状

（1）看護婦（士）養成教育の制度

看護婦（士）になるためには、文部大臣又は厚生大臣の指定した看護婦学校・養成所を卒業し、看護婦（士）国家試験に合格することが必要であるが、国家試験の受験資格を得るためには、二つのコースがある。一つは、高等学校卒業を入学資格とする厚生大臣の指定する看護婦養成所（修業年限3年、定時制昼間は4年）又は文部大臣の指定する大学（修業年限4年）、短期大学（修業年限3年）若しくは専修学校等（修業年限3年）を卒業するというものである。他の1つは、准看護婦の免許所有者が看護

看護婦(士)	3年課程 3 year course	高等学校 Senior high school	看護大学 University or college 看護短大 Junior college *看護婦養成所 *Nursing school					
		准看護婦養成所 Assistant nursing school	業務経験3年 3 year experience	*看護婦養成所 *Nursing school				
	2年課程 2 year course	*高校衛生看護科 *Nursing high school	看護短大 Junior college 看護高校専攻科 Advanced course in nursing high school *看護婦養成所 *Nursing school					
		定時制高校 Senior high school (part-time)	看護短大 Junior college 看護高校専攻科 Advanced course in nursing high school *看護婦養成所 *Nursing school					
		准看護婦養成所 Assistant nursing school	(連携教育) (Dual interconnected education)					
	准看護婦(士) Assistant nurses	准看護婦養成所 Assistant nursing school						
		*高校衛生看護科 *Nursing high school						
		15歳	16歳	17歳	18歳	19歳	20歳	21歳
	年 齢 (Age)							

注(1) *印は定時制課程あり、修業年限1年延長

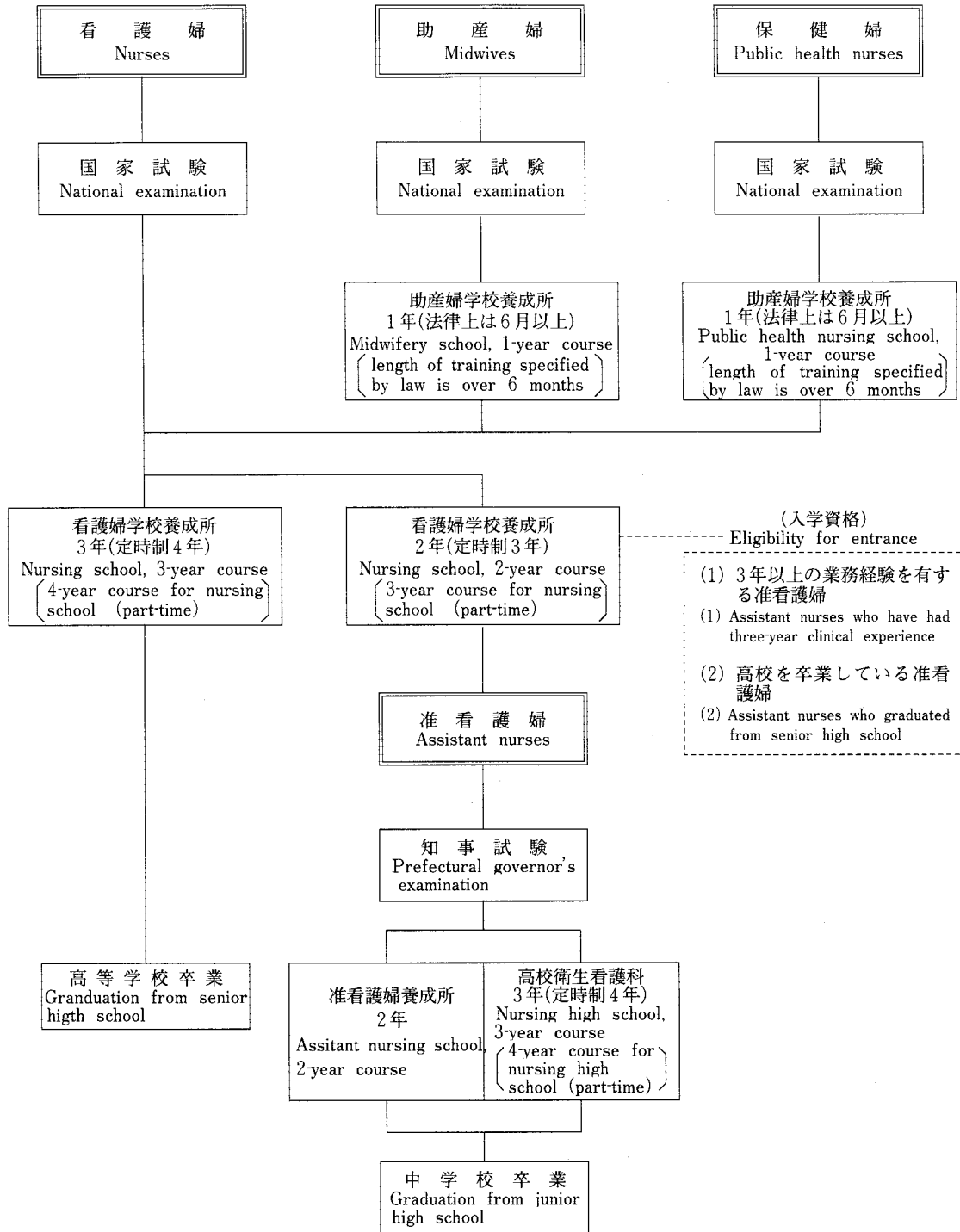
(2) 保健婦、助産婦の修業年限は、看護婦教育修了後1年(法律上は6月以上)

Note: (1) School with * has a part-time course but the length extends for one more year.

(2) The length of training for the public health nurses and midwives is one-year after completing education for nurses (although the length specified by the law is over 6 months).

(平成6年看護関係統計資料集 p.31)

1-1 図 看護教育系統図 Educational Steps for Nursing Profession



(注) 学校養成所の下段は修業年限。

(平成6年看護関係統計資料集 p.30)

1-2 図 看護教育制度図 Nursing Education System

1-1表 各施設の設置数の推移

	大 学		看護3年課程		看護2年課程		准 看 課 程		保健婦 (士)	助産婦	保 助
	看護学科	教員養成	短 大 高 看	短 大 高 看	短 大 高 看	短 大 高 看	准 看	高 校			
1969 (昭 44)	5	4	9	217	3(1)	148(2)	661	91(1)	32	29	6
1970 (昭 45)	5	4	9	225	3(1)	193(5)	650	101(1)	30	32	12
1971 (昭 46)	5	4	10	240	5(1)	242(6)	646	106(1)	30	33	17
1972 (昭 47)	5	4	11	248	5(1)	173(6)	644	110(1)	30	32	17
1973 (昭 48)	5	4	13	263	6(2)	310(8)	642	117(1)	31	33	18
1974 (昭 49)	5	4	17	277	7(4)	340(8)	632	121(1)	33	37	18
1975 (昭 50)	6	4	23	298	9(6)	369(9)	624	123(1)	35	38	17
1976 (昭 51)	6	4	23	307	9(6)	396(10)	598	126(1)	35	41	16
1977 (昭 52)	6	4	25	314(2)	10(7)	418(11)	581	125(1)	38	45	13
1978 (昭 53)	6	4	28	326(2)	11(8)	423(11)	577	125(1)	40	47	12
1979 (昭 54)	6	4	30	335(2)	11(8)	431(12)	565	126(1)	41	51	11
1980 (昭 55)	6	4	31	349(2)	11(8)	429(12)	554	128(1)	44	55	11
1981 (昭 56)	6	4	35	359(2)	13(10)	431(13)	545	132(1)	47	59	10
1982 (昭 57)	6	4	36	365(2)	14(11)	411(13)	529	132(1)	48	62	9
1983 (昭 58)	6	4	37	366(2)	15(11)	396(11)	524	132(1)	48	64	9
1984 (昭 59)	6	4	38	371(2)	15(11)	390(13)	514	133(1)	50	67	9
1985 (昭 60)	6	3	40	377(3)	15(11)	390(12)	503	133(1)	50	68	9
1986 (昭 61)	8	3	43	379(3)	15(11)	391(10)	500	133(1)	51	68	9
1987 (昭 62)	8	3	46	386(3)	15(11)	389(9)	495	133(1)	52	69	9
1988 (昭 63)	8	3	50	387(3)	16(13)	383(9)	489	133(1)	53	70	9
1989 (平 1)	9	3	54	393(3)	16(13)	379(9)	487	133(1)	54	70	9
1990 (平 2)	9	2	57	397(4)	15(12)	383(8)	477	133(1)	56	70	8
1991 (平 3)	9	2	58	405(4)	15(12)	389(8)	473	133(1)	58	72	7
1992 (平 4)	12	2	59	423(4)	15(12)	395(10)	470	132(1)	62	76	7
1993 (平 5)	19	2	61	445(4)	14(11)	407(11)	467	131(1)	70	80	7
1994 (平 6)	28	2	63	459(4)	14(11)	414(10)	461	129(1)	80	85	6
新設校、閉校 (募集中止)	+ 9 -	- -	+ 2 (3)	+ 19, - 5 (4)	-	+ 14, - 7 (15)	+ 6 (10)	- 2 -	+ 10 -	+ 5 -	- 1 -
第一学年定員数 (対93年増減)	1,695 + 580	40 ±0	4,580 + 110	22,199 + 927	680 ± 0	18,153 + 600	23,486 - 400	7,485 ±0	3,655 + 600	1,740 + 15	125 - 30
第一学年実数 (概数)	1,783	41	4,881	23,285	698	19,478	25,092	7,866	3,321	1,665	125
卒業生数(概数)	566	42	4,354	18,137	725	16,925	20,673	7,387	2,505	1,626	149

[] = 3年課程併設短大, () = 2科併設校, 看護2年課程の414校は高校衛生看護専攻科49校を含む。

1-2表 大学看護学科一覽及び学生定員数・学生実数

大 学 名	定 員 数					実 数				
	1年	2年	3年	4年	合 計	1年	2年	3年	4年	合 計
札幌医大保健医療学部看護学科	50	50	50	50	200	54	51	-	-	105
北海道医療大学看護福祉学部	80	80	80	80	320	85	75	-	-	160
山形大学医学部看護学科	60	60	70	70	260	60	61	-	-	121
千葉大学看護学部	85	85	95	95	360	86	86	100	102	374
聖路加看護大学看護学部	60	60	60	60	240	58	59	66	72	255
東京大学健康科学看護学科学部	×	×	63	63	126	×	×	58	64	122
日本赤十字看護大学	50	50	50	50	200	60	61	56	60	237
東京医科歯科大学保健学部	50	50	60	60	220	51	52	58	50	211
東京慈恵会医科大学看護学部	30	30	30	30	120	27	35	30	-	92
杏林大学保健学部看護学科	50	50	50	50	200	51	-	-	-	51
北里大学看護学部看護学科	100	100	100	100	400	114	115	110	115	454
富山医療大学看護学部	60	60	70	70	260	60	60	-	-	120
聖隷クリストファー看護大学	100	100	100	100	400	105	107	107	-	319
藤田保健衛生大学看護学部	40	40	40	40	160	50	49	48	46	193
滋賀医科大学看護学部	60	60	70	70	260	60	-	-	-	60
大阪大学医学部保健学部	80	80	90	90	340	80	-	-	-	80
大阪府立看護大学看護学部	80	80	80	80	320	80	-	-	-	80
大兵庫大学看護学部	100	100	100	100	400	101	98	-	-	199
岡山県立大学保健福祉学部看護学科	40	40	40	40	160	40	39	-	-	79
広島大学医学部保健学部	60	60	70	70	260	65	61	70	-	196
愛媛大学医学部看護学部	60	60	70	70	260	60	-	-	-	60
高知女子大学家政学部看護学科	20	20	20	20	80	24	22	22	24	92
西南女学院大学看護学科	50	50	60	60	220	63	-	-	-	63
久留米大学医学部看護学科	100	100	100	100	400	110	-	-	-	110
佐賀医科大学看護学部	60	60	70	70	260	60	59	-	-	119
大分医科大学医学部看護学科	60	60	70	70	260	60	-	-	-	60
鹿児島純心女子大学看護学部	40	40	40	40	160	43	-	-	-	43
琉球大学医学部保健学部	70	70	70	65	275	76	73	69	73	291
合 計	1,695	1,695	1,868	1,863	7,121	1,783	1,163	794	606	4,346

28校 28学部(科)

婦（士）となる「進学コース」として、准看護婦（士）業務に3年以上従事した者又は高等学校を卒業している准看護婦（士）を入学資格とする看護婦学校・養成所（修業年限2年、定時制は3年）を卒業するというものである。1-1図に看護教育制度図を掲げておく。また、看護教育系統図を1-2図に示しておく。

（2）看護婦養成教育の現状

1. 各施設の設置数と養成数

1969（昭和44）年度から1994（平成6）年度までの各施設の設置数の推移を1-1表に示す（新設校、閉校の欄、第一学年定員数、第一学年実数、卒業生数の欄は、1994年度の数字である。また同表の「高看」とは、国家試験を目指す看護婦養成所の2年課程と3年課程を意味している）。大学の看護学科（看護大学）は、1992（平成4）年度から急速に増えている（12（1992）→19（1993）→28（1994））が、それらの名称とその学生定員と実数は1-2表のとおりである。

なお、1-1表の大学欄にある教員養成とされているのは、高等学校衛生看護科の教員の養成を目的としている看護教員養成課程で、1960年代後半に4つの国立大学教育学部（熊本、千葉、弘前、徳島）で設置されたが、現在では弘前大学と熊本大学に教育学部特別教科（看護）教員養成課程としておかれている。それぞれの大学の定員は各学年20名である。

短大（3年制）は増加しつづけ、この25年間で7倍化（9校→63校）した。また、3年課程の看護婦（士）養成所施設も増加しつづけている（217校→459校）。2年課程の看護婦（士）養成施設は1980年代に少し減少したものの、1990年代に入ってから増加している。一方、准看護婦（士）養成施設の数はこの25年間に200校が減少している（661校→461校）。また、高校の衛生看護科については1980年代までは少しずつ増えてはきたが、1980年代後半の133校をピークに1992（平成4）年度以降少しずつ減少している。

看護職員の養成状況については、1-3表に1983（昭和58）年から1993（平成5）年における学校養成所数と定員を示す。1-4表に看護婦等入学・卒業状況を掲げる。また、看護婦（士）の課程別総定員割合と准看護婦（士）の課程別総定員割合を1-3図と1-4図に掲げる。

これらの表から看護婦（士）3年課程を卒業した数は約1万7千人、看護婦（士）2年課程を卒業した数は約1万6千人、准看護婦（士）課程を卒業した数は約2万8千人（この数字には高校衛生看護科の生徒数も含まれている）であり、大学、短大を加えて、一年間に約6万7千人の看護婦（士）・准看護婦（士）を養成していることになる（1993年4月現在）。なお、1991（平成3）年12月に厚生省健康政策局看護課が「高齢者保健福祉推進十ヶ年戦略（ゴールドプラン）」をふまえて、全国的な看護職員の需要と供給の見通しを示したが、それを1-5表に掲げておく。

2. 看護婦学校・養成所のカリキュラムについて

看護婦課程（3年課程・2年課程）のカリキュラムは、1951（昭和26）年8月の「保健婦助産婦看護婦学校養成所指定規則」で定められ、その後1967（昭和42）年に改正され、さらに1989（平成元）年4月に改正（1990年4月より施行）されている。ここでは、1-6表と1-7表に3年課程と2年課程のカリキュラムをそれぞれ新カリキュラム（1989年）と旧カリキュラム（1967年）のものを対比して掲げ

1-3表 学校養成所数と定員（年次別）

年次	総数			保健婦		助産婦		看護婦(士)				准看護婦(士)			
	学校養成所数	定員	指数	学校養成所数	定員	学校養成所数	定員	3年課程	2年課程	1学年定員	学校養成所数	1学年定員	学校養成所数	1学年定員	総定員
1983年4月	1,653	178,932	100.0	57	2,185	74	1,760	419	19,343	58,874	428	16,608	675	33,211	74,352
1984年	1,645	179,023	100.1	59	2,275	77	1,825	423	19,540	59,465	421	16,383	665	33,176	74,377
1985年	1,637	180,369	100.8	59	2,285	78	1,840	431	20,165	61,365	419	16,443	650	32,784	73,613
1986年	1,641	182,274	101.9	61	2,440	80	1,995	437	20,795	63,410	418	16,458	645	32,624	73,253
1987年	1,644	184,029	102.8	62	2,480	80	2,000	446	21,380	65,200	418	16,478	638	32,514	73,033
1988年	1,644	184,688	103.2	63	2,505	80	1,990	451	21,575	65,795	417	16,666	633	32,329	72,703
1989年	1,645	186,738	104.4	65	2,598	80	1,990	462	22,268	67,927	407	16,486	631	32,409	72,943
1990年	1,642	188,988	105.6	65	2,548	79	1,960	469	22,928	69,932	407	16,746	622	32,219	72,563
1991年	1,648	191,541	107.0	65	2,528	80	1,945	478	23,698	72,242	412	17,167	613	32,004	71,863
1992年	1,685	198,216	110.8	68	2,616	85	2,111	500	25,310	77,227	420	17,891	612	31,990	71,736
1993年	1,729	206,595	115.5	77	3,173	89	2,290	528	27,165	83,283	432	18,653	603	31,849	71,270

(平成6年度看護白書から)

1-4表 看護婦準入学・卒業状況

年次	保健婦			助産婦			看護婦(士)3年課程			看護婦(士)2年課程			准看護婦(士)						
	入学者数*	入学時学生数	卒業者数**	入学者数*	入学時学生数	卒業者数**	入学者数*	入学時学生数	卒業者数**	入学者数*	入学時学生数	卒業者数**	入学者数*	入学時学生数	卒業者数**	就業者数***			
'83年	2,048	1,954	1,938	1,416	1,355	1,332	1,135	18,284	15,916	15,106	12,305	15,469	15,694	13,873	12,428	34,745	33,476	29,888	23,220
'84年	2,125	2,057	2,029	1,531	1,423	1,398	1,186	18,665	16,784	15,893	13,201	15,444	15,729	13,964	12,837	33,960	33,530	29,920	22,484
'85年	2,139	2,112	2,102	1,492	1,509	1,486	1,300	19,074	17,776	16,797	14,121	15,869	15,580	14,017	13,145	32,274	34,379	31,019	23,465
'86年	2,120	2,144	2,128	1,473	1,520	1,491	1,258	19,859	18,279	17,386	14,633	15,954	15,613	14,037	13,310	33,724	34,125	31,192	23,180
'87年	2,137	2,129	2,100	1,417	1,524	1,508	1,276	20,339	18,639	17,794	15,033	15,919	15,846	14,343	13,496	33,960	32,652	29,636	22,140
'88年	2,149	2,139	2,128	1,477	1,531	1,506	1,323	20,728	19,026	18,147	15,192	15,747	16,064	14,773	13,468	33,600	33,710	30,854	23,057
'89年	2,221	2,119	2,126	1,384	1,505	1,486	1,307	21,202	19,670	18,905	15,997	16,126	15,868	14,688	13,899	33,291	34,031	31,420	23,139
'90年	2,374	2,306	2,315	1,500	1,605	1,590	1,325	22,123	20,274	19,486	16,457	16,946	15,876	14,785	13,608	32,458	33,812	31,092	22,704
'91年	2,418	2,345	2,343	1,470	1,687	1,657	1,303	23,826	20,726	19,844	16,815	18,161	15,950	14,896	13,772	31,122	33,337	30,511	21,736
'92年	2,492	2,369	2,378	1,351	1,692	1,667	1,329	25,712	21,179	20,264	17,412	18,973	16,387	15,309	14,574	30,781	32,697	29,743	20,761
'93年	1,991	1,970	1,966	1,339	1,576	1,525	1,351	22,119	17,348	16,594	15,025	18,848	16,834	15,637	15,001	32,163	31,263	27,857	18,800

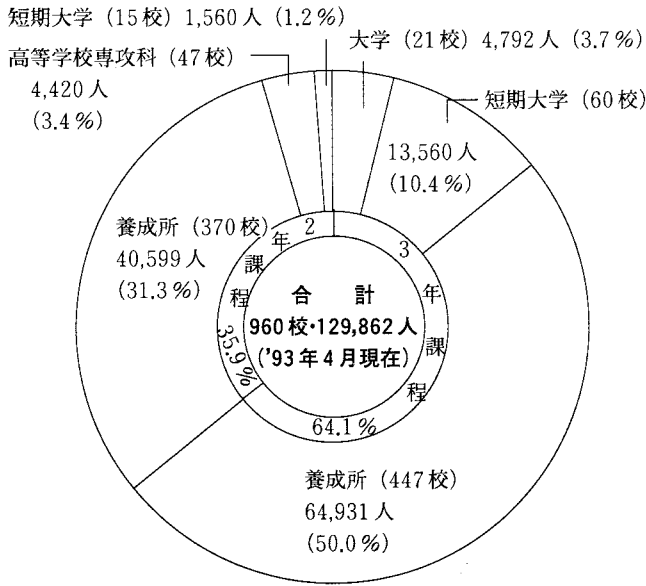
(平成6年度看護白書から)

* 当該年4月現在 ** 当該年3月末現在

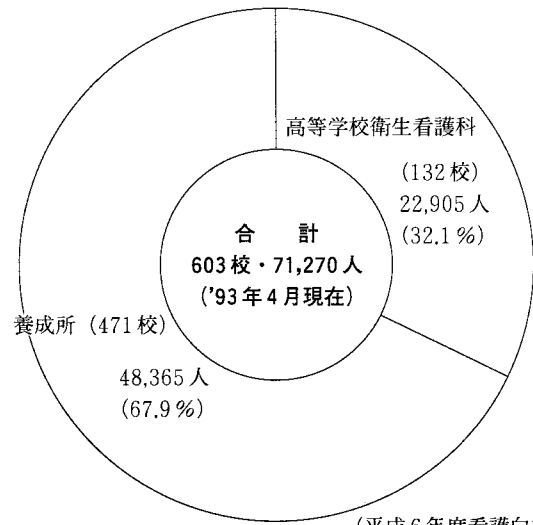
*** それぞれ、保健婦、助産婦、看護婦(士)として就業した者のみ。

注 (1) 9月開校分については翌年分に含む。1993年から大学・短大は計上していない。

(2) 入学時学生数とは、その年次の卒業者数に対する入学時の学生数を意味している。



1-3 図 看護婦(士) 課程別総定員割合



(平成6年度看護白書から)

1-4 図 准看護婦(士) 課程別総定員割合

1-5 表 看護職員の需要と供給の見通し

(単位：人)

年次	需 要 数 A	年当初就業者数 B	新卒就業者数 C	再 就 業 者 数 D	退職等による 減少数 E	年 末 就 業 者 数 F = B + C + D - E	(%) F/A × 100
平3	932,000	834,000	56,100	14,500	46,400	858,000	92.1
4	976,000	858,000	57,500	16,200	47,000	885,000	90.7
5	1,012,000	885,000	58,600	18,200	47,600	914,000	90.3
6	1,034,000	914,000	59,900	19,800	48,000	946,000	91.5
7	1,055,000	946,000	60,900	21,100	48,900	979,000	92.8
8	1,076,000	979,000	62,100	22,200	49,900	1,014,000	94.2
9	1,096,000	1,014,000	62,900	23,400	50,600	1,049,000	95.7
10	1,117,000	1,049,000	63,400	24,500	51,800	1,086,000	97.2
11	1,138,000	1,086,000	63,700	25,700	52,900	1,122,000	98.6
12	1,159,000	1,122,000	63,800	27,000	54,100	1,159,000	100.0

(平成6年看護関係統計資料集 p166)

ておく。新カリキュラムの特徴については、以下の8点にまとめられる。

1. 総時間数を減らしたこと（3年課程については3375時間→3000時間、2年課程については2250時間→2100時間）
2. 授業科目を「基礎科目」、「専門基礎科目」、「専門科目」と大別したこと。
3. 「基礎科目」のうち「人文科学」、「社会科学」「自然科学」については、それぞれ2科目教授することとしたこと。
4. 「専門基礎科目」については、従来の「専門科目」のうち、「看護学」の基礎となる科目を整理したこと（「解剖学」と「生理学」を統合して「解剖生理学」とし、心の発達と心のはたらきに関連する要因を理解するために「精神保健」を科目立てしている）。
5. 「専門科目」については、従来の「看護学総論」の科目の名称を変更して「基礎看護学」とし、社会のニーズに応え老人に対応できるように「老人看護学」を科目立てして、「成人看護学」「小児看護学」「母性看護学」とあわせて5つの体系としたこと。
6. 学校養成所ごとの特殊性が出せるように「選択必修科目」を設け、「専門基礎科目」及び「専門科目」から科目を選択して講義又は実習を行うこととしたこと。
7. 実習は臨地実習のみとし、校内実習及び演習は講義に含めることとしたこと。
8. 従来、男性と女性を区別していた教育内容について、男女の区別をなくしたこと。

准看護婦課程のカリキュラムは、1951（昭和26）年に定められて以降、1989（平成元）年4月に改正（1990年4月より施行）されるまで改正されなかった。ここでは、1-8表に新カリキュラム（1989年）と旧カリキュラム（1951年）のものを対比して掲げておく。新カリキュラムの特徴については、以下の点にまとめられる。

1. 教育課程の総時間数を1500時間としたこと。
2. 授業科目を、看護婦課程との連携を考慮し「基礎科目」「専門基礎科目」「専門科目」に大別したこと。
3. 「基礎科目」に「その他」として、各学校養成所で選択して教授する時間数を設けたこと。
4. 「専門基礎科目」については、「専門科目」の基礎となる科目を整理したこと。
 - (ア) 看護婦課程にならない、科目名を改めている。
 - (イ) 疾病の理解を深めるために「病理」を、看護婦課程と同様の趣旨から「精神保健」を科目立てしている。
 - (ウ) 「個人衛生」及び「家事家政」については「精神保健」及び「基礎看護」の中にも含めている。
5. 「専門科目」については、看護婦課程と同様の趣旨から、従来の「一般看護法」を整理・統合して、「基礎看護」「成人看護」「老人看護」及び「母子看護」の4つの体系としたこと。
6. 実習は臨地実習のみとし、校内実習及び演習は講義に含めることとしたこと。

1-6表 看護婦教育課程（3年課程）新旧対照表

旧

看護学内訳	科目	講義	実習	計	備考	
						時間数
看護学総論	看護学総論	150	210	360	看護史及び看護倫理を含む	
看護概論	看護概論	60	90	180		
看護技術	看護技術	90	120	210		
総合実習	総合実習	495	1170	1665		
成人看護学	成人看護学	30	30	60		精神衛生を含む。
成人看護概論	成人看護概論	60	60	120		伝染性疾患及び寄生虫疾患を含む。
成人保健	成人保健	405	1170	1575		
成人疾患と看護	成人疾患と看護	135	435	570		救急処置及び手術室実習を含む。
内科疾患と看護	内科疾患と看護	30	90	120		
精神科疾患と看護	精神科疾患と看護	90	330	420		
外科疾患と看護	外科疾患と看護	45	90	135		
整形外科疾患と看護	整形外科疾患と看護	15	45	75		
皮膚科疾患と看護	皮膚科疾患と看護	15	45	75		
泌尿器科疾患と看護	泌尿器科疾患と看護	30	90	135		
婦人科疾患と看護	婦人科疾患と看護	15	45	75		
眼科疾患と看護	眼科疾患と看護	15	45	75		
耳鼻咽喉科疾患と看護	耳鼻咽喉科疾患と看護	15	45	75		
歯科疾患と看護	歯科疾患と看護	15	45	75		
保健所等実習	保健所等実習	120	180	300	保健所等実習を含む。	
小児看護学	小児看護学	15	15	30		
小児看護概論	小児看護概論	30	30	60		
小児保健	小児保健	75	180	255		
小児疾患と看護	小児疾患と看護	120	210	330		
母性看護学	母性看護学	15	15	30	保健所等実習を含む。	
母性看護概論	母性看護概論	75	210	285		
母性保健	母性保健	30	30	60		
合計	合計	885	1770	2655		

備考 保健所における実習は、全体を通じて60時間を標準として実施するものとする。

指定規則第27条
男子については、□印を「精神科疾患と看護」へ読み替えるものとする。

新

科目	科目	講義	実習	計	備考
基礎科目	物理学	30		30	
	化学	30		30	
	生物学	30		30	
	統計学	30		30	
	社会学	30		30	
	心理学	30		30	
	教育学	30		30	
	外国語	120		120	
	体育	60		60	
	医学概論	15		15	
	解剖学	45		45	
	生理学	45		45	
	生化学	45		45	
専門科目	看護学総論	300	45	345	
	看護概論	195	60	255	
	臨床看護学	315	15	330	
	成人看護学	30	30	60	
	成人看護概論	270	90	360	
	成人保健	15	15	30	
	老人看護学	15	15	30	
	老人看護概論	60	60	120	
	小児看護学	15	15	30	
	小児看護概論	30	30	60	
	小児保健	75	75	150	
	母性看護学	120	120	240	
	母性看護概論	15	15	30	
母性保健	75	75	150		
臨床実習	1035	1035	2070		
基礎看護	135	135	270		
成人看護	630	630	1260		
小児看護	135	135	270		
母性看護	135	135	270		
合計	合計	945	1980	2925	実習：総時間の34.5%
選択必修科目	合計	1815	1085	2900	66%
合計	合計		2850	3000	95%
選択必修科目	合計		150	150	専門基礎科目、専門科目のうちから選択して講義又は実習を行う。
合計	合計		3000	3000	100%

参考

基礎科目	390	11.5
専門科目	2985	88.5
看護学を除く	330	9.8
看護学	2655	78.7
合計	3375	100%
講義	1605	47.6
実習	1770	52.4

1-7表 看護婦教育課程（2年課程）新旧対照表

旧

科目	科目	講義	実習	計	備考
看護学内訳	看護学総論	135	150	285	看護史及び看護倫理を含む
	看護概論	60		60	
	看護技術	75		75	
	総合実習		150	150	
	成人看護学	390	515	905	
	成人看護概論	15		15	
	成人保健	60		60	
	成人疾患と看護	315	515	830	
	内科疾患と看護	105	200	305	
	精神科疾患と看護	30	45	75	
	外科疾患と看護	60	150	240	
	整形外科疾患と看護	30		30	
	皮膚科疾患と看護	15		15	
	泌尿器科疾患と看護	15		15	
	婦人科疾患と看護	15		15	
眼科疾患と看護	15		15		
耳鼻咽喉科疾患と看護	15		15		
歯科疾患と看護	15		15		
保健所等実習	90	120	210	保健所等実習を含む。	
小児看護学	15		15		
小児看護概論	30	120	195		
小児保健	45		45	保健所等実習を含む。	
小児疾患と看護	90	130	220		
母性看護学	15		15		
母性看護概論	60		60	保健所等実習を含む。	
母性保健	15		15		
合計	705	915	1620		

備考 保健所における実習は、全体を通じて60時間を標準として実施するものとする。

指定規則第27条
男子については、印を「精神科疾患と看護」へ読み替えるものとする。

科目	科目	時間数
科目	物理学	30
	化学	30
	生物学	30
	統計学	45
	社会学	30
	心理学	45
	教育学	30
	外国語	90
	体育	45
	医学概論	15
	解剖学	15
	生理学	15
	生化学	45
	(栄養学を含む。)	
	薬理学	30
(薬理学を含む。)		
病理学	45	
微生物学	30	
公衆衛生学	30	
社会福祉	15	
衛生法規	15	
看護学	1620	
看護学総論	285	
成人看護学	905	
小児看護学	210	
母性看護学	220	
合計	2250	

科目	時間数
基礎科目	375 16.7
専門科目	1875 83.3
看護学を除く	255 11.3
看護学	1620 72.0
合計	2250 100%
講義	1335 59.3
実習	915 40.7

新

科目	科目	講義	実習	計	備考		
						時間数	
基礎科目	人文科学	60		60	実技を含む		
	社会科学	60		60			
	自然科学	60		60			
	外国語	105		105			
	保健体育	45		45			
	小計	330		330		15.7%	
	専門科目	医学概論	15			15	15.0%
		解剖生理学(栄養学を含む。)	60			60	
		薬理学	30			30	
		病理学	30			30	
		微生物学	60			60	
		公衆衛生学	30			30	
		社会福祉	15			15	
		関係法規	30			30	
		精神保健	15			15	
小計		315		315			
専門科目		看護学	150		150	実習・総時間の34.3%	
		看護学総論	45		45		
		基礎看護技術	75		75		
		看護概論	30		30		
		臨床看護学	225		225		
	成人看護学	15		15			
	成人保健	30		30			
	成人看護学	180		180			
	老人看護学	15		15			
	老人保健	15		15			
	老人看護学	30		30			
	小児看護学	90		90			
	小児保健	15		15			
	小児看護学	30		30			
	母性看護学	45		45			
母性看護概論	15		15				
母性保健	30		30				
母性看護学	45		45				
臨床実習	720		720				
基礎看護学	90		90				
成人看護学	450		450				
老人看護学	90		90				
小児看護学	90		90				
母性看護学	90		90				
母性看護概論	720		720				
母性保健	1260		1260				
小計	615		1335	63.6%			
小計			1980	94.3%			
選択必修科目			120	専門基礎科目、専門科目のうちから選択して講義又は実習を行う。			
合計			2100	100%			

1-8表 准看護婦教育課程新旧対照表

学 科	新		旧		備 考
	科 目	時 間 数	学 科 目	時 間 数	
基礎科目	国語	35	解剖生理	45	理論 実習 10 20
	音楽	35	細菌及び消毒薬	30	
	外国語	35	個人衛生	30	
	保健体育 その他	35 65	食餌療法 疾病と健康の社会的考察 関係衛生法規 家事家政 一般看護法	15 20 10 30 370	
	小 計	205	計	580時間以上	
専門基礎科目	解剖整理	70	他に語学、音楽、体育その他の教養科目を教授する。		
	栄養	35	一般看護法内訳		
	薬理	35	看護史及び看護倫理	10	備 考 医師による。 看護婦による。 看護婦による。 医師による。 医師による。 看護婦による。
	病理	15	看護原理及び実際	100	
	微生物	35	内科疾患及び看護法(伝染病を含む。)	80	
	保健医療	20	外科疾患及び看護法(整形外科)	50	
	関係法規	15	小児科及び看護法(小児保健指導を含む。)	40	
	精神保健	20	産婦人科疾患及び看護法(新生児を含む。)	30	
	小 計	245	精神科疾患及び看護法	25	
			眼科、歯科及び耳鼻咽喉科疾患	15	
		皮膚泌尿器科疾患(性病を含む。)	10		
		理学療法	10		
	小 計	370時間以上	計		
専門科目	基礎看護	245	臨床実習		
	看護概論	35	病室その他の勤務		
	基礎看護技術	175	科 目	週	外 来 勤 務
	臨床看護概論	35	内科(伝染病を含む。)	16	週
	成人看護	105	外科	16	2
	老人看護	35	小児科	8	2
	母子看護	70	産婦人科	8	2
	臨床実習	595	手術室	4	3
	基礎看護	105	特別食調理室	4	2
	成人看護	385	計	54週以上	計
老人看護	105			13週以上	
母子看護	105				
小 計	455				
合 計	905				

指定規則第27条 男子については、印を「精神科」へ読み替えるものとする。

第2節 看護教員養成教育の制度と現状

本節では看護婦等の養成教育に携わる教育担当者の養成体系について整理するが、これらの教育担当者は、勤務する学校種別によって、その職位等に応じた名称で呼ばれるはずであるが、看護婦等の養成教育に関する基本規定である「保健婦助産婦看護婦学校養成所指定規則」（文部、厚生両省による省令。以下、「指定規則」と言う）では「教員」という名称が用いられている。本章でも「教員」という名称を用いることとする。

前節で看護婦等の養成教育体系について述べたが、その特徴は複数の教育システムがあり、また実際にその教育を行う教育機関も多様であることである。このためそこでの教員の資格要件等も多様なものとなる。

看護婦等の養成教育施設は「文部大臣の指定した学校」と「厚生大臣の指定した」養成所とに大別される（「保健婦助産婦看護婦法」十九条～二十二条。以下、「保助看法」と言う）。前者は学校教育法一条校（大学、短大、高校）及びその付属の専修学校・各種学校を指す（「指定規則」第一条第2項）。ただし、養成所の大部分は専修学校の認可を受けているのが現状である。

これらの学校養成所の教育に関する規定としては、まず学校と養成所の両者に共通の「指定規則」があり、厚生省指定の「養成所」に関しては「指定規則」に基づく厚生省通達「看護婦等養成所の運営に関する指導要領について」およびそれに基づく「看護婦等養成所の運営に関する手引きについて」がある。これらにおいて、保健婦・助産婦・看護婦・准看護婦養成所のそれぞれについて「指導要領」および「手引き」が定められている。他方「学校」に関しては、「学校教育法」等の法令の規定があり、各学校はその種別に応じた規定の適用を受けることになる。「養成所」についても専修学校、各種学校の認可を受けている場合は、それらに関する規定も満たす必要がある。

このように、学校養成所教員の資格要件、またその養成教育体系について明らかにするためにはこの両方について検討しなければならないが、本節では現在看護婦等養成の多くを担っている養成所を中心に、したがって厚生省通達の規定を中心に述べることとする。

（1）看護婦学校養成所教員の資格要件

看護婦学校及び養成所の教員について「指定規則」は次のように規定している。

第七条（看護婦学校養成所の指定基準）

四 別表三（カリキュラムの基準を定めている一筆者注）に掲げる各科目を教授するのに適当な教員を有し、かつ、そのうち四人以上は看護婦の資格を有する専任教員とし、その専任教員のうち一人は教務に関する主任者であること。

この規定の中で「看護婦の資格を持った専任教員」と教務主任について特に規定している。

看護婦学校養成所のカリキュラムは、第1節で見たように、看護の専門科目の他に、一般教養などの基礎科目、医学などの専門基礎科目を含むため、その教育は多くの非常勤講師に依存している。（高校

衛生看護科と大学では常勤の教員の方が多い。)また科目の担当教員を「看護職」「医師」「その他」の職種別に見ると、基礎科目においては「その他」の、専門基礎科目においては「医師」の教員が圧倒的に多い。専門科目についても「医師」が担当している場合が多くある。

このよう状況の中で、「看護婦の資格を持った専任教員」は専門科目の講義を担当し、またクラス担任として学習指導などにも当たる看護婦養成教育の中核を担う存在とってよいであろう。次項(2)

1-9表 看護婦養成所教員の資格要件に関する規程

「看護婦養成所の運営に関する指導要領」

第4 教員に関する事項

1 専任教員及び教務主任

(1) 専任教員となることのできる者は、次の各号に該当する者であること。

ア 高等学校若しくは旧制高等女学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められる者

イ 看護婦学校養成所を卒業した者

ウ 看護婦として5年以上業務に従事した者

エ 専任教員として必要な研修を受けた者又は看護婦の教育に関し、これと同等以上の学識経験を有すると認められる者

(5) 教務主任となることのできる者は、(1)に該当する者であって、次のいずれかに該当するものであること

ア 専任教員の経験を3年以上有する者

イ 看護研修研究センターの幹部看護教員養成課程修了者

ウ 看護業務経験が10年以上の者であって、看護教育に関する経験を通算5年以上有し、かつ、教育上適当な実績を有するもの

エ アからエまでの各号と同等以上の学識経験を有すると認められる者

2 実習調整者

(1) 実習計画の作成、実習施設との調整及び実習評価表の管理等を行う者(以下「実習調整者」という。)が定められていること。

(2) 実習調整者となることのできる者は、1-(1)-アからエまでに該当する者であること。

3 実習指導者

(1) 実習指導者となることのできる者は、担当する科目について相当の学識経験を有し、かつ、原則として必要な研修を受けた者であること。

4 その他の教員

各科目を教授する教員は、当該科目について相当の学識経験を有する者であること。

「看護婦養成所の運営に関する手引き」

第4 教員に関する事項

1 専任教員及び教務主任

(1) 指導要領第4-1-(1)-ウの看護婦としての業務経験は、病院での従事年数3年以上を含むものとする。

(2) 指導要領第4-1-(1)-エの必要な研修を受けた者は、次の者をいうこと。

ア 厚生省看護研修研究センターの看護教員養成課程修了者

イ 国立公衆衛生院の専攻課程看護コース修了者

ウ 厚生省が委託実施している看護教員養成講習会修了者

エ 厚生省が認定している看護教員養成講習会修了者

(3) 保健又は看護の教科の高等学校教諭の免許状を有している者については、指導要領第4-1-(1)-エに該当しないこと。

(4) 看護に関わる業務をはなれて5年以上経ている者は、専任教員として好ましくないこと。

2 実習指導者

指導要領第4-3-(1)の実習指導者として必要な研修とは、厚生省が実施している実習指導者講習会又はこれに準ずるものをいうこと。

3 その他の教員

(1) 基礎科目の授業は、大学又は短期大学において当該科目を担当している教員によって行われることが望ましいこと。

(2) 各科目を担当する教員は、経歴、専門分野を十分考慮して選任すること。

(3) 学生の生活相談等を担当する職員を置くことが望ましいこと。

で述べる看護教員の養成教育は、この専任教員の資格を与える教育である。

この「指定規則」の規定に基づいて、看護婦養成所教員についての更に具体的な規定が「指導要領」および「手引き」に定められているが、教員の資格要件に関する部分を1-9表に示す。

これらの規定によれば、看護婦養成所の教員はその資格要件という点から見れば次の四種に分けることができる。

専任教員

(実習調整者)

教務主任

実習指導者

その他の教員

これらの教員の資格要件は、看護婦資格取得の経路の多様性を反映して複雑であるが、柱になる部分を取り出してその特徴を整理してみる。

- a. 専任教員の規定が他に比べてはっきりしている。現在の学校体系によって整理すれば次のようになる。(単純化して示すために、准看護婦から専任教員となるコースを除いてある。)

高校卒—看護婦学校養成所—看護婦としての実務経験—専任教員研修(養成教育)

(3年)

(5年)

(6ヶ月または1年)

- b. 教務主任については専任教員の養成教育の上に更に教務主任としての養成教育(1年)の積み上げが考えられている。
- c. 実習指導者とは、看護婦養成教育のカリキュラムの中で内容的にも時間数の上でも重視されている「臨床実習」(「臨地実習」)の指導担当者であるが、病棟の看護婦である。これらの実習指導者についても学識経験の他に、指導者としての必要な研修の受講を求めている。
- d. 専任教員としての要件の一つである専任教員として必要な研修に相当する学識経験に高等学校教諭(保健または看護)の免許状が該当しないとされている。(准看護婦養成所の場合は「該当する」となっている。)さらに、基礎科目の担当者は、大学または短大でそれらを担当している教員が望ましいとされている。(准看護婦養成所の場合は「高等学校以上において…担当している教員」となっている。)これらは、看護婦学校養成所の教育が高等学校修了後の教育、ひいては高等教育に位置づけて捉えられていることの現れと言える。

以上は看護婦養成所教員についてであるが、保健婦、助産婦養成所教員について、上記aと同じように専任教員としての資格要件を示せば次のようになる。准看護婦養成所専任教員については看護婦養成所と同じである。

保健婦：

高校卒—看護婦学校養成所—保健婦学校養成所—保健婦としての実務経験—専任教員研修（養成教育）
 （3年） （1年） （5年） （6ヶ月または1年）

助産婦：

高校卒—看護婦学校養成所—助産婦学校養成所—助産婦としての実務経験—専任教員研修（養成教育）
 （3年） （1年） （5年） （6ヶ月または1年）

なお、専任教員研修の課程、講習会は、保健婦・助産婦・看護婦・准看護婦養成所とも同じである。（ただし、厚生省看護研修研究センターの看護教員養成課程には保健婦養成所教員専攻、助産婦養成所教員専攻、看護婦養成所教員専攻の三コースがある。）また、この研修に代わる学識経験についてはそれぞれ該当する看護職の教育に関するものとなっている。（この学識経験に関し看護婦養成所教員と准看護婦養成所教員では、高等学校教諭免許状の扱いが異なることは上記dで述べた通りである。）

教務主任の資格要件は、各養成所について共通であるが、教育経験5年については、保健婦養成所では「保健婦教育」、助産婦養成所では「助産婦教育」、看護婦養成所および准看護婦養成所については「看護教育」に関するものとなっている。

実習指導者に関する規定は共通である。

その他の教員に関する規定も共通である。ただし、「基礎科目」担当教員に関する規定については、看護婦養成所と准看護婦養成所とは異なる（上記d）。（保健婦、助産婦養成所には基礎科目に当たるものはないのでその担当教員に関する規定はない。また、「学生の実生活相談等を担当する教員」についての規定もない。）

（2）専任教員研修の内容と実施状況

「専任教員」の要件の中にある「専任教員として必要な研修」とはどのようなものであろうか？

「専任教員」としての資格を与える教育には、「看護教員養成講習会」「看護教員養成課程」などの名称が用いられており、看護婦等養成所の「看護婦の資格を持った専任教員」を指すのに「看護教員」の語が用いられている。ここでも、「看護教員」という用語を用いることとする。

看護教員に必要な研修には現在、6ヶ月と1年のコースがある。

看護教員に対する必要性和需要は、戦前の医師による看護婦養成から戦後の看護婦による看護婦養成への変化と動きの中で徐々に広がった。看護教員養成の教育は、当初3ヶ月程度の講習会から出発し、厚生省主催の看護教員養成講習会は1966（昭和41）年より6ヶ月となった。1970（昭和45）年に「看護婦養成所の運営に関する指導要領」が改正されて専任教員の資格要件に「講習会受講」が規定され受講者が増加し、また、日本看護協会や数カ所の都道府県に委託されたことにより地方でも受講できるようになる。

この6ヶ月の講習会は、「手引き」に挙げられている「厚生省が委託実施している看護教員養成講習会」に当たるものだが、1990（平成2）年度からは「看護教員養成講習会実施要項」に基づく補助事業として行われている。現在、毎年全国の6～7箇所の都道府県で行われている。

看護教員養成の1年コースは、1952（昭和27）年に始まった日本赤十字社幹部看護婦教育部の1年間の看護教師教育が最初で、その後徐々に増え、現在次の5施設で行われている。

厚生省看護研修研究センター

看護教員養成課程

（看護婦養成所教員専攻、保健婦養成所教員専攻、助産婦養成所教員専攻）

日本看護協会看護研修センター 看護研修学校

看護研修学科

教育専攻、管理専攻

日本赤十字社幹部看護婦研修所

看護教育コース、看護管理コース

神奈川県立看護教育大学校 教育研究部

看護教育学科 看護教員養成課程

東京都立医療技術短期大学

看護教員養成講座

（日本看護協会看護研修学校の看護研修学科の「管理専攻」、日本赤十字社幹部看護婦研修所の「看護管理コース」においても、修了者は「専任教員」の資格が取得できる。）

（なお、「看護婦養成所の運営に関する手引き」の中に、「専任教員として必要な研修」の一つとして国立公衆衛生院の「専攻課程看護コース」があげてあるが、このコースも1年のコースである。このコースは、「保健婦、助産婦、看護婦に対する看護教育及び幹部技術者の養成」を目的に昭和25年以来行われてきた教育が、昭和55年の大学院大学を指向した教育体制の実施に伴い再編されたものである。大学院レベルの教育が行われている様で、目指される主要分野は公衆衛生分野のようである。十分調べることができなかったが、上記した看護教員養成コースとは若干性格が異なるようで、聞き取り調査でも看護教員養成の1年コースとして名が上がってこなかったもので、除いてある。）

次にこれらの看護教員養成教育の内容を見るが、1年コースについては次節で3施設の事例を取り上げるので、ここでは6ヶ月の看護教員養成講習会を取り上げる。現在看護教員養成教育の期間は6ヶ月が基準になっており、カリキュラム等の教育の基本骨格も6ヶ月コースで見ることができると思われる。

「看護教員養成講習会実施要項」によって講習会の内容を示せば次のようである。

目 的：看護婦教育又は准看護婦教育に携わる者に対して必要な知識技術を修得させ、もって看護教育の内容の充実向上を図ることを目的とする。

期 間：6か月（705時間）以上

受講対象者：次の各号に該当する者であって本講習会修了後看護教育に従事する者とする。

（3つの要件が示されているが、これは「指導要領」の専任教員の資格要件の初めの3つ（ア～ウ）と同じである。）

講習科目：別紙1の講習科目を標準とすること。（「別紙1」を1-10表に示す。）

講習会担当者：専任の教育担当者および事務担当者を配置すること。

なお、教育担当者は、原則として看護教員養成講習会等受講者で専任教員の経験を有する者であること。

講師：（1）講習科目を教授できる講師が確保できること。

（2）基礎科目については、大学教授またはこれに準ずる者が教授すること。

（3）看護関係科目については、看護婦等学校養成所の教務主任またはこれに準ずる者が教授すること。

（4）看護教育課程等のグループワークの指導者については、必要数を確保すること。

1-10表 看護教員養成講習会 講義科目

区 分	学 科 目	授 業 科 目 (時 間 数)	備 考
基礎科目 看護教員としての必要な基礎知識を学ぶ	論理学 心理学 哲学	論理的思考 (30) 発達心理・社会心理 (30) 人間と科学 (15) 小計 75時間	論理学、心理学、哲学の他に、文化人類学、倫理学など論理的思考や人間理解をするための学習は自己で補償する。
専門科目 1 教育に関する科目 教育の原理を系統的に学ぶ。	教育原理 教育方法 教育心理学 教育評価	教育原理 (30) 教育方法 (15) 教育心理学 (30) 教育評価 (15) 小計 90時間	教育方法、教育評価は、看護に関する科目に含めることもできる。
2 看護教育に関する科目 看護学の教授、学習活動に関する理論を学ぶ。	看護論 看護教育学 看護教育課程 看護教育方法 看護教育評価 研究 看護学校経営	看護論 (30) 看護論演習 (30) 看護教育論 (15) 看護教育制度 (15) 看護教育課程 (60) 看護教育課程演習 (45) 看護教育方法 (90) 看護教育方法演習 (90) 看護教育評価 (30) 研究方法 (45) 看護学校管理 (15) 関係法規 (15) 小計 480時間	看護教育史を含める。 指導案作成と模擬授業を含む。 研究の基礎及び事例研究、調査方法を含むものとする。
関連課目 看護教員としての自己啓発を促す		集団指導 (15) 討議方法 (15) 小計 30時間	体験学習（教育キャンプ等）を含めることができる。
その他		小計 30時間	看護教員養成に必要と思われる教育内容とする。

(合計 705時間)

看護教員養成教育の特徴を「講習科目」の構成にみることができるように思う。このカリキュラムには、教育職員免許法での規定との対比で捉えると、次のような特徴がある。

- a. 基礎科目として論理学、心理学、哲学があり、これらは「論理的思考および人間理解」に関する科目として位置づけられていること
- b. 看護教育に関する専門科目として「看護論」および「研究」（研究方法）が入っていること（これらはむしろ「教科に関する専門科目」に該当するものであろう。）
- c. 看護教育に関する専門科目の各科目に「演習」があること
- d. 関連科目として「集団指導」と「討議法」があること

このようなカリキュラムの構成は、次節の事例で取り上げた1年コースにおいても同様といえるが、これらの特徴にはどういう意味があるのであろうか。

まずこの教員養成課程が対象としている養成所教育との関連で捉えることができよう。

看護婦養成教育のカリキュラムは、第2節（2）－2で述べた通り、1989（平成元）年に改訂された。この改訂は、看護現場における看護についての考え方や看護の実際の変化に対応しているが、そこで求められているのは、より高い専門性と豊かな人間性に立った判断力・対応力、問題解決力を持った看護婦であり、そのための基礎教育である。

この平成元年のカリキュラム改訂は、現場サイドからも、より「基礎教育」としての性格を強め、「判断能力や応用能力、問題解決能力等を学習することを重視すると同時に、専門職者として自己開発できる能力が修得できることを目指したもの」（『看護管理シリーズ7 継続教育』p. 15）と受けとめられている。

このような流れに沿って、教育環境の整備と共に、質の高い看護教員の必要性が強く認識されているが、そこに浮かぶのは、対象者の理解に立った高い教育実践力を持つと共に、高い看護観と人間観を持ち、現場の問題に対する関心と研究力を持って自らも学び続ける者としての看護教員像であろう。この実現はそれ自身なかなか難しいものであるし、6ヶ月ないし1年という教育期間上の制約もある。しかし、看護教員養成講習会のカリキュラムが持つ上記のような特徴にこのような教育者への基盤ないし出発点を与えようとする考え方を見ることのできるように思う。

他の一面として考えられるのは、看護教員養成教育受講者の特性への配慮である。

看護婦である受講者の多くが受けた養成教育は、実務者教育の性格を持ち（この教育を受け、国家試験に受ければ「看護婦」の資格を得るであるから）、しかも限られた時間、条件の中で多くのものを学ばねばならない。卒業して職場に入れば、職場によるが、看護婦としての業務をこなしていかなければならない。その中で現場に即した実務能力を身に付けてゆくのだが、人間理解や看護の本質に対する認識、また問題解決の基盤となる能力を高める機会はむしろ少ないであろう。対人関係や自己表現を豊かにし高める機会も多いとは言えないのではないか。このような不足し勝ちな点について補う配慮が為されているといえるように思う。この点は看護教員養成教育に関わっている人たちの文章から読みとることができる。事例で取り上げた1年コースの教員養成教育では、科目立てだけでなく、カリキュラム構造ないし運営上で、学習者が自己の看護実践を基盤とし、また対象として看護についての認識を深め、教員養成課程での能動的な学習基盤を作り高めてゆく工夫が為されている。これは質の高い看護を提供

し得る看護婦となる資質・能力を高める学習を、自己の看護経験を踏まえて、改めて行うものともいえる。それが同時に、養成教育の教員また指導的立場に立つ中堅看護婦にとっての基礎でもあり、教員としての職務上求められる基本的資質と能力でもあると捉えられていると思われる。

（3）看護教員養成教育の受講者

教員養成教育の受講要件は、6ヶ月の教員養成講座また1年のコース（我々が調べたのは3施設のみであるが）共、「看護婦等養成所の運営に関する手引きについて」にある専任教員の4資格要件のうち「専任教員として必要な研修」以外の3要件を満たすことを求めている。

どのような人たちかということ、病院等に勤めている看護婦あるいは看護婦等養成所の教員（常勤、非常勤）である。多くが勤務先から派遣されてくるが、受講中の給与などの扱いは様々である。休職の形で受講するもの、また退職して来る人も、看護協会や神奈川県立看護教育大学校などの1年コースには、いるようである。派遣、休職の場合は、受講後元の職場に戻る。

現役の看護教員に対して厚生省は看護教員養成の通信教育を行った。これは、6ヶ月コースを1年の通信教育で行うもので、1991（平成3）年3月31日現在教員をしている人で看護教員に必要な研修を受けていない人を対象として行われた。看護協会看護研修センターに委託され、3年間で終了している。これは、看護教員養成教育の未受講者をなくそうというものだが、受講者の評価は高かったようで、指導を担当した人の受講者の学習ぶりに対する評価も高い。

看護教員養成教育修了後の進路については、学校養成所に勤務する者と病院に勤務する者がいる。（進学するものもいる。）看護教育の場合学校養成所と病院とは、例えば「臨床実習」などで、また付属ないし同一機関による経営という場合があって関連が深い。病院に勤務していても、実習指導者として学生の指導に当たることは普通であろうし、状況によっては専任教員に変わることもあるようである。

次の第3節の1-25表、1-26表に看護協会看護研修センターの看護研修学科の入学前就業場所・職位と卒業時の就職状況をあげているので参照してほしい。

（4）看護教員の養成体系

これまでは看護婦等養成所の専任教員についてみてきたが、養成体系として整理すれば次のような4種の要素から構成されている。

一般教育（普通教育）＋看護基礎教育　＋看護実務経験＋看護教員養成教育
（看護婦養成教育）　　　　　　　　　　（専任教員研修）

「教務主任」になるためにはそのための研修を受講することは必須要件とはなっていないが、唯一の養成課程である厚生省看護研修センターの「幹部看護教員養成課程」（1年のコース）の入学要件に看護教員研修修了と専任教員経験3年以上とあるので、教務主任については、上記に「専任教員経験＋幹部看護教員養成教育」がプラスされることになる。

教員養成体系としてみた場合、実務経験が含まれているというのが看護教員養成の一つの特徴といえ

よう。これには二つ理由が考えられる。(1) 看護婦等養成教育での専門知識技術教育の不足を実務での習得・習熟で補う必要があるというもの(いわば「教職に関する専門科目」に当たるものは教員養成教育の中で学ぶ)、(2) 看護基礎教育の教員として必要な資質と能力には単なる知識技術以上のものがあり、それを得るには看護の実際経験が不可欠であるというもの(実際は実務に就いているだけでは不十分で、実務での経験に欠けがちなものを看護教員養成教育の中で補うことになる)。

教員養成体系の今一つの特徴は、それを構成する4種の要素の内容に多様性があるということである。一般教育歴には、普通高校、看護高校、短大、大学卒がある。看護婦等養成教育も第2節でみたように多様である。実務経験も職場により様々であろう。看護教員養成教育にも6ヶ月のコースと1年のコースがある。

この多様性の中で、例えば看護協会が「看護婦養成教育は大学で、看護教員養成教育は修士課程で」と主張しているように、より高い一般教育・看護基礎教育・看護教員養成教育を求める動きがある。「看護婦等の人材確保の促進に関する法律」(1992(平成4)年)に基づく「看護婦等の確保を促進するための措置に関する基本的な指針」(文部省・厚生省・労働省告示、1992(平成4)年)においても、看護教員を看護系大学卒者に求める方向が出されており、看護教員養成教育についても、修士課程でということを出ていないが、研修期間の延長と適切な教育水準の設定などを求めている。しかし看護婦に対する需要、看護婦等養成教育の現状から考えれば、様々な機会、制度を利用して看護教員養成教育の、また同時に現場の看護職者の資質能力の向上を図ってゆく必要があるように思われる。看護教員養成体系の4構成要素を成すそれぞれの部分における努力が求められるのであろう。

看護婦養成所の専任教員になった後の教育研修の機会について触れると、「看護婦養成所の運営に関する手引き」などでは「専任教員は学会等に参加するなど自己研鑽に勤めること」とされている。しかし規模の小さい養成所などでは、専任教員全員が学級担任、教務主任の仕事も兼ね、研究の時間がほとんどとれないという実状があるようである。

看護婦等の養成教育はこれまで述べた養成所の他に、看護婦等学校での教育がある。その教員の資格要件また教員養成教育については、前記したように、学校教育法以下の諸法令が適用されるが、今回は調査できなかった。

しかし、高等学校衛生看護科(准看護婦養成)については、教育職員免許法が適用され、短大教員には短期大学設置基準、大学には大学設置基準に示される教員の資格要件が適用される。養成所で専修学校の認定を受けているところでは専修学校設置基準も満たす必要がある。

看護高校の教員については、第2節で触れたように、1966(昭和41)年以来「特別教科(看護)教員養成課程」が設けられて教員養成が行われている。

短大、大学、更に大学院の教員については、現在増えたといっても看護大学28校、看護大学院7校という状況の中で、そこでの教員を目指すにおいてもまた教員を確保する上でも困難な問題を抱えているようである。

第3節 看護教員養成教育の事例

1. 厚生省看護研修研究センター

(1) 沿革と設置目的

1973（昭和48）年10月に発表された厚生省看護体制検討会（厚生大臣私的諮問機関）の「看護制度の改善に関する報告」をうけて（このなかに「看護研修所の設置」の方針が盛り込まれていた）、1977（昭和52）年4月に看護教員の養成及びその調査研究を目的として設置された。この背景には、「医療の高度化専門化がいっそう顕著となり、これに伴い、看護婦等の質的向上が社会的に要請されるようになり、看護婦等の卒後教育の充実強化が大きな課題となってきた」状況があった（『厚生省五十年史』1605頁）。それゆえ、最初に設置されたのは「看護教育について造詣を深め、看護教育における指導的役割を果たす能力を啓発する」ことを目的にした「幹部看護教員養成課程」（修業年限1年、定員50名）であった（1977年7月設置）。その後、1978（昭和53）年4月には「看護教員養成課程看護婦養成所教員専攻」（修業年限1年、定員70名）、1981（昭和56）年4月には「看護教員養成課程保健婦養成所教員専攻」（修業年限1年、定員20名）、1982（昭和57）年4月には「看護教員養成課程助産婦養成所教員専攻」（修業年限1年、定員20名）が開設された。これらの3つの専攻の目的は「看護婦、保健婦又は助産婦教育に必要な基礎的知識を修得し、看護教員として主体的に活動し得る能力を啓発する」こととされている。なお、1981（昭和56）年4月には、海外からの研修生を受け入れ、「我が国における看護教育及び看護学校経営管理等に関する知識と技術を修得し、研修生各人の能力を啓発する」ことを目的としている「海外研修生受入課程」も開設されている。

(2) 入学資格について

看護婦養成所教員専攻の入学資格は「看護婦学校養成所並びに准看護婦学校養成所の専任教員・実習指導者及び授業科目を担当する予定者、又は現にその職にあるもの」とされ、以下の5点のいずれにも該当する者とされている。

- (1) 高等学校以上を卒業した者
- (2) 看護婦の免許を有する者
- (3) 看護婦の業務経験を5年以上有する者
- (4) 37歳以下の者
- (5) 看護婦学校養成所の教員になるための基礎的な研修を修了していない者

保健婦養成所教員専攻や助産婦養成所教員専攻もこれに準じるが、(4)の年齢に関する規定はない。幹部看護教員養成課程の入学資格は「看護教員になるための基礎的な研修を修了した者であって、3年以上専任教員の経験を有し、将来看護教育に関する主任となり得る者、又は現にその職にある者」とされている。

(3) 教育目標と教育内容について

看護婦養成所教員・保健婦養成所教員・助産婦養成所教員の3つの専攻の教育目標は「1. 看護婦（保健婦・助産婦）教育に必要な知識と技術を学び、それらを活用できる能力を養う 2. 看護につ

1-11表 看護教員養成課程看護婦養成所教員専攻教育科目

区分	学 科 名	授 業 科 目	時 間	
基礎科目	哲学論	論考	15	
	心理学論	心理関係	30	
基礎科目	心理学論	心理関係	15	
	心理学論	心理関係	15	
	心理学論	心理関係	15	
	心理学論	心理関係	15	
	心理学論	心理関係	15	
教育学に關する	理学	原方理	30	
	心理学	心理評制	15	
	心理学	心理評制	15	
	心理学	心理評制	30	
	心理学	心理評制	30	
	心理学	心理評制	15	
	看護学に關する科目	論	護論	15
		論	習演	30
		論	習演	30
		論	習演	15
		論	習演	15
		論	習演	15
		論	習演	15
		論	習演	15
		論	習演	90
論		習演	75	
論	習演	120		
看護学に關する科目	論	習演	90	
	論	習演	30	
	論	習演	15	
	論	習演	30	
	論	習演	15	
	論	習演	15	
	論	習演	15	
	論	習演	15	
	論	習演	15	
	論	習演	15	
関連課目	学	索法論	15	
	学	索法論	15	
その他	学	索法論	15	
	学	索法論	15	

1-12表 看護教員養成課程保健婦養成所教員専攻教育科目

区分	学 科 名	授 業 科 目	時 間	
基礎科目	哲学論	論考	15	
	心理学論	心理関係	30	
基礎科目	心理学論	心理関係	15	
	心理学論	心理関係	15	
	心理学論	心理関係	15	
	心理学論	心理関係	15	
	心理学論	心理関係	15	
教育学に關する	理学	原方理	30	
	心理学	心理評制	15	
	心理学	心理評制	15	
	心理学	心理評制	30	
	心理学	心理評制	30	
	心理学	心理評制	15	
	看護学に關する科目	論	護論	15
		論	習演	30
		論	習演	15
		論	習演	30
		論	習演	15
		論	習演	15
		論	習演	15
		論	習演	15
		論	習演	90
論		習演	60	
看護学に關する科目	論	習演	60	
	論	習演	90	
	論	習演	30	
	論	習演	30	
	論	習演	30	
	論	習演	30	
	論	習演	30	
	論	習演	30	
	論	習演	30	
	論	習演	30	
関連課目	学	索法論	15	
	学	索法論	15	
その他	学	索法論	15	
	学	索法論	15	

1-13表 看護教員養成課程助産婦養成所教員専攻教育科目

区分	学 科 名	授 業 科 目	時 間	
基礎科目	哲学論	論考	15	
	心理学論	心理関係	30	
基礎科目	心理学論	心理関係	15	
	心理学論	心理関係	15	
	心理学論	心理関係	15	
	心理学論	心理関係	15	
	心理学論	心理関係	15	
教育学に關する	理学	原方理	30	
	心理学	心理評制	15	
	心理学	心理評制	15	
	心理学	心理評制	30	
	心理学	心理評制	30	
	心理学	心理評制	15	
	看護学に關する科目	論	護論	15
		論	習演	30
		論	習演	15
		論	習演	30
		論	習演	15
		論	習演	15
		論	習演	15
		論	習演	15
		論	習演	90
論		習演	90	
看護学に關する科目	論	習演	90	
	論	習演	30	
	論	習演	15	
	論	習演	30	
	論	習演	15	
	論	習演	30	
	論	習演	15	
	論	習演	15	
	論	習演	15	
	論	習演	15	
関連課目	学	索法論	15	
	学	索法論	15	
その他	学	索法論	15	
	学	索法論	15	

1-14表 看護教員養成課程教育科目

区分	学科名	授業科目	看・専攻	保・専攻	助・専攻	科目のねらい・教育方法	
基礎科目	哲学	認識論	30	30	30	認識の成立過程を学ぶことにより人間への理解を深めさせる。保・助・看の3専攻合同の講義。	
	論理学	論理的思考	45	45	45	論理的思考の必要性に気づかせ、論理的思考能力と表現力を養う。3専攻合同で講義・演習形態をとる。毎回課題が与えられ研修生が論評文を書き、これを講師が評価する。このプロセスで文章表現をとおして論理的思考の力がきたえられる。	
	発達心理学	I	15	15	15	人間の発達を心理的側面からより深く理解させることをねらい、看護基礎教育では十分に学ぶことのできなかつた発達段階の特徴に焦点をあてた。内容は乳幼児期、思春期、老年期の心理等であり事例を用いて理論と現象を関連づける。3専攻合同の講義。	
		II	15	15	15		
	社会心理学	家族関係論	15	15	15	個人と家族・個人と集団の相互作用を学ぶことにより、人間をとりまく周辺の状況の把握が客観的にできることをねらう。3専攻合同の講義。	
		集団心理	15	15	15		
	文化人類学	民族学		15	15	人間の生活と文化・生活と講義とのかわりについて学び、人の生活に対する理解を深めさせる。保・助の2専攻合同講義。	
		生活環境論		15	15		
	小計			135	165	165	
	専門科目	教育学に関する科目	教育原理	教育原理	30	30	30
教育方法			15	15	15		
教育心理学		教育心理学	30	30	30	教育の過程における心理学的な法則を学ばせることにより、教育への興味、関心をひきおこし教育実践に結びつけて考えることができることをねらう。3専攻合同の講義。	
教育評価		教育評価	30	30	30	内容と評価の考え方と理論・評価の実際に大別し評価についての基礎知識を学ぶ。3専攻合同の講義。	
教育制度		教育制度	15	15	15	学校教育の制度を学ぶことにより、教育体系を理解させたい。3専攻合同の講義。	
小計			120	120	120		
看護学に関する科目	看護学論	看護論	15	15	15	看護について視野を広め、また深く思考させることを意図した科目である。看護論では、人間の健康・看護の本質について学び、看護論演習では3専攻合同のグループ編成により、演習を行う。指導助言にはセンターの教官があたる。保健婦教員専攻と助産婦教員専攻は、それぞれの専門領域の本質を追求するために公衆衛生看護論演習と助産婦演習が、これとは別にある。領域・対象別看護学論では、看護の各領域や対象の特性に焦点をあてた講義をうけ、看護学の内容を多面的に学ぶ。	
		看護論演習	30	30	30		
		公衆衛生看護論演習		15			
		助産論演習			15		
		領域・対象別看護学論	30	30	30		
	看護学教育論	看護学教育論	15	15	15	看護学教育の理念を理解し、史的考察の方法で看護学教育のあり方を探ることにより看護教員としての自覚と自立に導く。3専攻合同で講義・演習。	
		看護教育史	15	15	15		
	看護学校管理	看護学校管理	30			学校管理の基本を学ぶことにより、学校の組織・運営のあり方を知り、看護教員としての役割認識をもたせたい。専攻別の講義。	
	保健婦学校管理	保健婦学校管理		15			
	助産婦学校管理	助産婦学校管理			15		

専 門 科 目	看護学教育課程	看護学教育課程概論	15			教育課程の基本を理解し、演習によってそれぞれ保・助・看教育の教育課程を検討する。このことにより教育課程全体の中での自己の担当科目などの位置づけを明らかにさせたい。この科目は専攻別で行う。
		看護学教育課程演習	90			
		保健婦教育課程概論		15		
		保健婦教育課程演習		90		
		助産婦教育課程概論			15	
		助産婦教育課程演習			90	
	看護学教育方法	看護学教育方法論	90	75	90	看護学教育方法の理論と教育技術を学び、実践してみることにより教育方法の検証と評価を行う。この科目は看護学校教育評価と並行して行い、教材が異なるため専攻別で行う。演習は学習過程に応じてグループワークと個別学習の形態を組み合わせる。演習の一部として（学内で模擬授業を行う）。教育実習は、それぞれ保・助・看の学校別で行う。看護婦学校の場合、1校に研究生4～6名で11月に3週間行う。
		看護学教育方法演習	120	120	120	
		教育実習	90	90	90	
	看護学教育評価	看護学教育評価	30	30	30	看護学における教育目標と評価との関係を明らかにしながら、評価方法を学び、演習をとおして評価の考え方と評価の視点を養う。この科目は専攻別に行う。
	看護技術論	生活援助技術演習		30		この科目は保健婦教育専攻に独自のもので、在宅療養者の、多様なニーズに対応できるケア能力を養い、ケア技術を磨くために演習が中心となる。
	研究方法	研究方法一般論	15	15	15	研究方法の基礎理論を学び、「看護研究」の演習により研究をすすめる上での着眼点をつかむ。ケーススタディーの指導ができる能力を養う。
		疫学的研究方法		15		
		看護研究	30	15	30	
看護管理	看護管理	15		15	教育をすすめる上で看護管理に関する知識と理解は不可欠であり、看護管理の理論と実際面について専攻別に特徴をもちこみ、学ぶ。	
	公衆衛生看護管理		15			
小計		630	645	630		
関 連 課 目	情報検索	15	15	15	情報収集の方法と看護学図書の種類とあり方について学ぶ。得た知識は文献検索や情報整理に活用でき自己学習への動機づけになる。3専攻合同で早期に行う。	
	討議法	15	15	15	当センターカリキュラムではグループワークによる演習時間が多いこともあり、討議法の基本を理解し、効果的に討議をすすめる方法を習得することはあらゆる科目の学習効果を上げることになる。この科目は、3専攻合同で早い時期に行う。	
	生活科学	15	30	30	健康生活の基礎となり、保健指導上必要な人間の生活の3つの側面（衣・食・住）について学び、看護の教育内容の参考にする。保・助は合同講義。看は専攻単独での講義。	
	社会保障論	15		15	複雑で変化の早い社会保障について最新の知識をもち、将来を予測するための基礎理論を学ぶことは看護教員にとって重要である。看と助の合同講義。	
	集団指導	15			この科目は看護教員専攻に独自のものであり、看護婦学校の学生指導に必要なと考え方で設定した。集団の指導方法の基本について学び、これに続いて教育キャンプ（3泊4日）を野外で行うことにより、学んだ内容を実践し評価する。	
	教育キャンプ	30				
	小計		105	60	75	
	特別講義	15	15	15	教育者としての活動に刺激や活力を与え、視野を広げるために行う。テーマ、講師は各年度ごとに選ぶ。	
小計		15	15	15		
合計		1005	1005	1005		

いて思考を深め、自己の看護観を明確にする 3. 看護教育者として、科学的探求心、および研究的態度を養う 4. 教養を高め、視野を広めて良識のある行動のとれる豊かな人間性を養う」におかれている。1-11表、1-12表、1-13表に1994（平成6）年度の3専攻の教育科目と時間数を示す。なお、1988（昭和63）年度の3専攻の教育科目と時間数と科目のねらい・教育方法を1-14表に掲げる。

看護教員養成課程では、授業科目を「基礎科目」「専門科目」「関連科目」「その他」に区分されているが、この課程の中核となるのは、総時間数の約4分の3を占める「専門科目」であり、これは「教育学に関する科目」と「看護学に関する科目」によって構成されている。「教育学に関する科目」については「教育に必要な基礎的知識を学び看護教育に活用する」、また「看護学に関する科目」については「看護についての理解を深め、知識を整理する。また、現代社会の求める看護婦の役割を模索して、看護婦教育のカリキュラム作成に生かす。教育実習では、看護婦学校及び病院で実際に看護婦学生を指導し、学んだ結果をまとめる」という位置づけがなされている。1988（昭和63）年度のもの1994（平成6）年度のものを比較すれば、科目の大幅な変更はおこなっていないこと、年間の総時間数を減らしていることがわかる。これは「自己研修時間を少しでも多くして研修生の主体的学習をすすめたい」という点から改正されてきたようである。

次に、1-15表に幹部看護教員養成課程の教育科目と時間数を示す。

幹部看護教員養成課程は看護教員養成課程に比べ、総授業時間数がかなり少なく、自己研修時間が比較的多くなっている。科目の区分については看護教員養成課程と同じであるが、専門科目の中でも「看護学教育課程」と「研究」を重視し、これに多くの時間をあてている。とくに「研究」の時間数が最も多く、総時間数の約37%を占めている。この「研究」については、「研究方法」での基礎知識の学習のうえに、入学時に提出した「研究計画書」をもとに、指導教官とのデスカッションを行い、さらに指導教官の個別指導をうけつつ、研究を展開し、論文にまとめるようである。

1-15表 幹部看護教員養成課程教育科目

区分	学 科 目	授 業 科 目	時 間
基礎科目	哲 学	認 識 論	15
	論 理 学	論 理 学	30
	倫 理 学	倫 理 思 想 史	15
	教 育 学	教 育 思 想 史	30
		社 会 思 想 史	30
専門科目	看 護 学 論	領域・対象別看護学論	30
	看 護 学 校 経 営	看 護 学 校 経 営	60
	看 護 学 教 育 課 程	看 護 学 教 育 課 程	15
		看 護 学 教 育 課 程 演 習	120
	看 護 学 教 育 方 法 論	看 護 学 教 育 方 法 論 演 習	45
	看 護 学 教 育 評 価	看 護 学 教 育 評 価	45
	研 究 方 法 研 究	研 究 方 法 研 究	90
関連科目		生 涯 教 育 論	15
		経 営 管 理 論	15
その他		特 別 講 義	15

(4) 卒業生の活動状況

このセンター全体の卒業生の総数は、海外研修生を除いて、1852名（1993年度まで）であり、保健婦学校、助産婦学校、看護婦学校、准看護婦学校や、「病院、保健所、助産婦などの保健医療の場、また行政機関などで活躍しているほか、海外で医療技術協力を携わっている」（『平成7年度 入学案内』より）ようである。

2. 日本看護協会看護研修学校

(1) 沿革と開設目的

昭和30年代に起こった深刻な看護婦不足という社会的状況の中で、看護協会は、専門職団体として単に看護職の量的充足のみならず、専門職的能力の向上を図ることを基本姿勢とした。このことを実現するために、「教育者・研究者の育成が最重要課題」という認識のもとに、1972(昭和47)年4月、「人を育てる人を創る」という基本的理念に基づき、看護研修学校が開設された。設立当初は、看護教員養成課程のみであったが、1983(昭和58年)に研修学校の課程が再編成された。その結果、看護研修学科(修業年限1年・定員80名(教育専攻40名、管理専攻40名))と看護研究学科(修業年限2年・定員10名)が設置された(同時に、この年に専修学校の認定を受けている)。管理専攻のコースは、「より高い臨床看護の質をめざす」ために、卒後教育部で6ヶ月にわたって教育してきた管理者養成コースを事実上吸収して設置されたとされている。管理専攻の開設目的は、実践の場で教育的能力を備えたリーダーシップがとれる人材の育成にあった。また、研究学科では、看護の質的向上を図るため、実践の場に生かせる研究者の養成が目的であった(この研究学科は、最近は入学者減のため募集を中止している)。看護研修学校はもとは東京都渋谷区原宿に校舎があったが、1987(昭和62)年3月に東京都清瀬市梅園1丁目2番3号に看護研修センターが完成し、現在はそこにある。

(2) 入学資格と入学者の年齢構成・最終学歴・職歴について

看護研修学科の入学資格については、現在は以下の3つの項目のすべての該当するものとされている。

- (1) 大学受験資格を有する者
- (2) 看護婦(士)の免許を有する者
- (3) 看護婦(士)としての実務経験を5年以上有する者

実務経験については、1982(昭和57)年度までは2年以上であった。1983(昭和58)度から1989(平成元)

1-16表 看護研修学科 応募者・入学者年齢構成

年度	期生	応募者数				総数	教育専攻				管理専攻				入学時 平均年齢 (才)		
		総数	年齢別(才)				総数	~30	~35	~40	41~	~30	~35	~40		41~	
			~30	~35	~40												41~
S57	11	139				39	29	6	3	1					28.0		
S58	12	142				50	33	4	1		1	8	2	1	29.0		
S59	13	102				50	33	6	2	1	2		3	3	30.0		
S60	14	103				51	38	7	2	1	2		1		28.5		
S61	15	123	82	22	13	6	50	32	6	2		2	5	1	2	29.1	
S62	16	95	61	20	8	6	51	34	6	1	1	3	3	1	2	29.5	
S63	17	135	91	19	19	6	53	36	2	4		3	4	3	1	29.2	
H1	18	130	79	28	13	10	55	33	7	5	2	1	4	1	2	30.8	
H2	19	148	62	44	25	17	49	18	17	4	3		5	2		32.4	
H3	20	156	73	39	25	19	69	24	9	4	3	11	6	9	3	32.2	

※ 年齢は、入学する年の3月31日現在のもの

1-17表 1982年度から1991年度の入学者の看護教育最終学歴

学校種別		期生										合計	
		11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	人数	%
大 学		—	—	—	—	1	—	—	1	1	—	3	0.6
短 大	3 年 制	3	9	6	11	8	5	5	9	7	11	74	14.3
	2 年 制	2	3	2	1	1	2	3	3	1	1	19	3.7
3 年 課 程		30	36	36	30	29	36	37	29	28	44	335	64.8
2 年 課 程		3	1	6	5	8	8	3	12	9	12	67	13.0
2年課程（定時制）		1	1	—	4	3	—	5	1	3	1	19	3.7
1年コース （再掲）	保 健 婦	(1)	(3)	(2)	—	(1)	(4)	(3)	(3)	(2)	(3)	(22)	(4.2)
	助 産 婦	(4)	(3)	(4)	(3)	(5)	(6)	(4)	(3)	(9)	(9)	(50)	(9.7)
	養護教諭	—	—	—	—	—	(1)	—	—	—	—	(1)	(0.2)
合 計		39	50	50	51	50	51	53	55	49	69	517	100.0

1-18表 1972年度から1981年度の入学者看護教育最終学歴

学校種別		期生										合計	
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	人数	%
大 学		—	—	1	—	—	—	—	1	—	1	3	0.8
短 大	3 年 制	2	1	4	4	5	3	1	5	2	3	30	7.6
	2 年 制	—	—	—	—	1	—	1	1	—	—	3	0.8
3 年 制 高 看		30	32	30	34	27	35	31	21	30	28	298	75.1
進 学 コ ー ス		7	6	4	1	5	3	6	12	8	10	62	15.6
旧制看護婦養成所		1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	0.3
1年コース （再掲）	保 健 婦	(1)	(2)	(2)	(2)	(1)	(6)	(1)	(1)	(2)	(1)	(19)	(4.8)
	助 産 婦	(4)	(4)	(2)	(2)	(4)	(3)	(6)	(5)	(7)	(8)	(45)	(11.3)
	保 助	(1)	(1)	(4)	(3)	—	(2)	—	—	—	(1)	(12)	(3.0)
合 計		40	39	39	39	38	41	39	40	40	42	397	100.0

1-19表 1982年度から1991年度の入学者の専門（看護学）以外の最終学歴

年度 期生	総数 (%)	大学院	4年制大学※ ₁		短期大学 (夜間)	高等学校	
						全日制 (衛生)	定時制他 (通信)
S 57 11	39 (100)				1(1) (2.6)	37(7) (94.8)	1 (2.6)
S 58 12	50 (100)		2 (40)		1 (2.0)	47(5) (94.0)	
S 59 13	50 (100)					48(7) (96.0)	2(1) (4.0)
S 60 14	51 (100)			4(4) (7.8)	2(1) (4.0)	41(7) (80.4)	4 (7.8)
S 61 15	50 (100)		3(1) (6.0)	1 (2.0)	2 (4.0)	40(5) (80.0)	4(1) (8.0)
S 62 16	51 (100)		2(1) (3.9)	1(1) (2.0)	1 (2.0)	47(0) (92.1)	
S 63 17	53 (100)					49(4) (92.5)	4 (7.5)
H 1 18	55 (100)	1 (1.8)		6(5) (10.9)	1 (1.8)	45(9) (81.8)	2(1) (3.7)
H 2 19	49 (100)		3 (6.1)	4(4) (8.2)	1(1) (2.0)	38(2) (77.6)	3 (6.1)
H 3 20	69 (100)		4(1) (5.8)	10(10) (14.5)	1 (1.4)	54(9) (78.3)	
S 57~H 3 合計	517 (100)	1 (0.2)	14(3) (2.7)	26(24) (5.0)	10(3) (1.9)	446(65) (86.3)	20(3) (3.9)

※₁: 4年制大学・卒には、二部・通信も含む。4年制大学・在は二部・通信の両方を含む。

1-20表 看護研修学科 入学時の職歴（1年未満端数切り捨て）

年度	期生	合計	保助看としての経験年数						看護歴 のみ	准看護歴あり		保職歴 あり	助職歴 あり	教職歴あり	
			2	3	4~5	6~10	11~15	16~		~4年	~5年			准教	看教
S 57	11	39	3	4	8	19	1	4	28	2	1	1	2	1	4
S 58	12	50		7	15	17	8	3	39	2			2	1	6
S 59	13	50		5	15	19	7	4	40	3		1	4		5
S 60	14	51		9	14	23	2	3	40	7			3	1	2
S 61	15	50		5	16	21	7	1	31	7	2	1	5		6
S 62	16	51		7	12	21	7	4	42	2			6	1	2
S 63	17	53		9	13	23	6	2	39	3	4	1	4		3
H 1	18	55		4	8	27	13	3	38	2	3		3	1	8
H 2	19	49			5	30	10	4	25	7	1	1	9	1	10
H 3	20	69			11	30	19	9	50	3	1	1	8	1	7

年度までは3年以上となり（厚生省の教員資格認定が臨床経験3年以上の者に与えられるようになったことが主な理由）、現在は5年以上となっている（これも1991（平成3）年度から実施される新カリキュラムの改訂に伴い、専任教員の資格が臨床経験5年以上となったためである）。

1982（昭和57）年度から1991（平成3）年度までの、看護研修学科の応募者・入学者の年齢構成を1-16表に掲げる。入学資格における実務経験の必要年数が長くなったこともあり、平均年齢が少し高くなってきている。教育専攻は30歳以下が多いが、管理専攻は30歳以上が多い。

次に1982（昭和57）年度（11期生）から1991（平成3）年度（20期生）までの、看護研修学科の入学者の看護教育最終学歴を1-17表に、1972（昭和47）年度（1期生）から1981（昭和56）年度（10期生）までの、看護研修学科の入学者の看護教育最終学歴を1-18表に掲げる。1期生～10期生と11期生～20期生とを比較すると、看護の基礎学歴では最も多かった3年制専修学校卒は、75.1%→69%へと減少している。増加したのが、3年制短大卒（7.6%→15.2%）と、2年制短大卒（0.8%→3.9%）である。

なお、1982（昭和57）年度（11期生）から1991（平成3）年度（20期生）については、専門（看護学）以外の最終学歴も判明しているため、1-19表に掲げる。

次に1982（昭和57）年度（11期生）から1991（平成3）年度（20期生）までの、入学時の職歴を1-20表に掲げる。実務経験の年数は、6～10年の人が多い。教職歴のある人は少なく、入学者の1割前後である。

（3）教育目標と教育内容について

教育目標は、「看護の質的向上を図るため、優れた看護実践能力と教育的能力を基礎にした看護教育者・看護管理者ならびに看護の研究者を育成する。教育専攻では、看護教育に必要な知識・技術を習得し、看護教育の発展に寄与すること、管理専攻では、看護管理の役割を理解し、組織的な保健医療活動の発展に寄与すること」におかれている。カリキュラム上では、専攻別（教育・管理）の科目が一部あるものの、大部分は共通科目から構成されている。おもに前期授業は合同でおこない、後期は専攻別を実施している。共通科目が多く設定されているのは「看護実践の場で教育を担当する者も、

1-22表 教育専攻科目の時間数とねらい

(1988年度)

学 科 目	教 科 目	時間数	ね ら い
教 育 専 攻	学校管理	(9)	看護学校管理の重要性、その領域、問題点等について、具体的に学ぶ。 現代学生のもつ心理・社会的問題を理解しながら、看護学生の教育について考える。 看護教育課程における看護学総論の位置づけ、目的、目標、内容、指導方法を、演習を含めて、学ぶ。 対象領域別看護学の構築と教育展開の実際について学ぶ。 看護教育方法の基本的な考え方を、看護学総論の構築をとおして学ぶ。 演習Iで学んだことから、授業案を作成する。 臨床実習指導の実際を学び、臨床実習指導者の役割を把握する。
	15	(6)	
	看護教育	(12)	
	方法	(3)	
	30	(3)	
	成人看護学	(3)	
	老人看護学	(3)	
	母性看護学	(3)	
	小児看護学	(3)	
	精神看護学	(3)	
地域看護学	(3)		
看護教育方法	看護教育方法	(30)	
方法演習	演習I	(30)	
I・II	演習II	(30)	
60	教育実習	120	

1-21表 共通科目の時間数とねらい

(1988年度)

部	学科目	教科目	時間数	ねらい
共通科目	哲学	哲学概論	15	知覚、イメージ、言語とコミュニケーション、人間の行為、意識および心の進化、道徳、生命倫理について学ぶ。 認識とは何か、その本質、構造、発展とあわせ、科学的、非科学的・前科学的認識と三段階連関理論の活用について学ぶ。 大脳生理学観点から、心の人間学・行動の人間学の内部メカニズムについて学ぶ。 自然科学の構造・科学的説明・推論・科学における人間理解の可能性と限界について学ぶ。
		認識論	15	
		対象論	15	
		科学哲学	15	
	科学原論	科学論	15	医科学と医療、なかでも医学の歴史と現代を思考しながら、科学、の射程について学ぶ。 西欧文明における科学の位置づけを明確にしながら、科学-技術-社会について学ぶ。 人間の一生を生・死を含むライフサイクルでとらえ、発達段階・発達課題等の考え方をとおし、人間についての理解を深める。 家族の人間関係についての基礎的知識を学び、さらにカウンセリングと看護の関連性について学ぶ 中で、人間とは何かを考える。 集団の形成と発達、その効果について学び、集団の中のコミュニケーションのあり方を探る。
		技術論	15	
		人間発達論	15	
		人間関係論	15	
	人間論	グループダイナミクス	15	教育とは何かを、歴史のおよび現在事象の諸問題を中心に探る。 学習者の発達心理、学習における動機づけ、学習理論について学ぶ。 教授機能と教育形態についておよび教授学習過程における視聴覚メディアの活用について学ぶ。 教育評価の基本的な考え方を学び、現代における教育評価の検討と具体的な進め方を考える。 学習体系成立の過程と、現状、および展望について学ぶ。 生涯学習概念をふまえた西欧および日本の社会教育の検討と、今後の方向性を展望する。
		教育原論	15	
		教育心理学	15	
		教育方法	15	
	教育学	教育評価	15	管理とは何かについて、経営さらに組織に結びつけて考える。 組織とは何かをもとに、さまざまな病院組織のあり方を考える。 リーダーシップとは何か、リーダーシップの理論を歴史的に展望し、社会の変化に呼応した看護リーダーにのぞまれる資質と能力について学ぶ。
		教育制度	15	
教育社会		15		
教育制度		15		
管理学および組織論	管理論	15	社会福祉の概念を明確にするとともに、社会の動向からみた医療・看護の現状と問題点について学ぶ。 社会福祉をとらえる視点、社会福祉制度と具体的な諸活動について学ぶ。 医療制度の具体的内容、各システムにおける要員・評価・さらに将来像について学ぶ。 人権としての健康の理解を、法的視点から学ぶとともに、医療事故の実際例について知る。	
	組織論	15		
	リーダーシップ論	15		
	リーダーシップ論	15		
社会の中の医療	社会福祉医療概論	15	これまでの自己の看護実践活動の中で直面した問題の集約化、およびその明確化を行うと同時に、解決の方向を探り、これからの看護実践に生かす。	
	社会福祉論	15		
	医療制度	15		
	医療と法律	15		
看護実践評価	看護実態評価	45	看護理論とは何か、理論の構成要素・歴史の変遷・その内容について、いくつかの理論を選んで学ぶ。 1つの看護理論をえらび、今後の看護実践に生かす手がかりを得るために、授業で学んだ理論をさらに深く追求する。 対象の発達段階・領域別における看護を、看護過程の展開をふまえて再度学習し、現状の問題と課題等を明らかにしてゆく。	
	看護理論	15		
	看護理論演習	15		
	対象領域別看護論	30		
看護学	精神看護	(6)		
	老人看護	(6)		
	母性看護	(6)		
	成人看護	(6)		
地域保健	ヘルスケアの動向	15	ヘルスケアの概念、健康の概念を明らかにしながら、ライフスタイルとヘルスケアについて学ぶ。 住民ニーズにあった地域看護とは何かについて、訪問看護を中心に考える。さらに、病院・事業所等における地域看護のあり方について学ぶ。	
	地域看護の実際	15		
	看護制度論	15		看護制度の変遷と現行の看護制度およびこれからの看護制度の方向性について学ぶ。
	看護教育論	15		
看護教育課程	15			
看護教育	情報科学	15	情報理論の基礎、情報処理機械、システム理論の基礎について学ぶ。演習として、論文作成の時間からコンピュータ操作の基礎を学ぶ。 統計の基本事項と調査法、調査結果の表示と解析について学ぶ。 看護研究論文の評価をとおり、看護文献活用の能力を養い、研究の意義および展開方法について学ぶ。 臨床研究、教育研究、調査研究、理論研究等の領域から、研究の実際について学ぶ。 自己の研究テーマの焦点化と文献・資料の活用について学ぶ。 看護経験をとおり問題視していたこと、または新たな課題を追求し、文献学習を中心として将来の研究的実践活動に生かす。	
	統計学Ⅰ	15		
	研究方法Ⅱ	15		
	研究ゼミナール	30		
看護研究	論文作成	120	エアロビクス、球技等を中心に、心身のリラックスとリフレッシュを図る。 学校の歌を含む合唱、レコード鑑賞等を行い、ゆとりと調和を学ぶ。 郊外での生活をとおし、自然と親しみ、友人間の親睦を図る。	
	レクリエーション	9		
	音楽レクリエーション	6		
	その他	45		幅広い視野をもつために、講義の充実とトピックス等について学ぶ。

1-23表 教育専攻のカリキュラム

学 科 目 (時 間)	教 科 目	時 間 数	学 科 目 (時 間)	教 科 目	時 間 数
哲 学 (45h)	哲 学 概 論	15	看 護 学 (135h)	看 護 実 践 評 価	45
	認 識 論 学	15		看 護 科 学 論 論	15
科 学 (45h)	科 間 学 術 学 論	15	看 護 制 度 (60h)	看 護 技 術 (演 習 含)	60
	人 間 学 術 学 論	15		医 療 制 度 律 規	15
心 理 学 (15h)	人 間 発 達 論	15	看 護 研 究 (165h)	看 護 と 制 法 規	15
社 会 学 (30h)	社 会 学 原 論 (グループダイナミクス含む)	15		統 計 方 法 学 I II 成	15
教 育 学 (75h)	教 育 原 心 論	15	看 護 教 育 (300h)	研 究 方 法 作	120
	教 育 心 方 評 法 価	30		看 護 教 育 家 庭 論	15
社 会 福 祉 (15h)	社 会 福 祉 論	15	看 護 教 育 方 法 演 習	看 護 教 育 家 庭 演 習	30
情 報 科 学 (15h)	情 報 管 理	15		看 護 教 育 方 法 演 習	30
特 別 講 義 (45h)		45	レクリエーション (15h)	看 護 教 育 学 校 経 営 実 習	75
			体 験 学 習 (15h)	看 護 学 校 経 営 実 習	15
				体 験 学 習	15
				体 音 育 楽	9
					6

総時間数975時間

1-24表 管理専攻のカリキュラム

学 科 目 (時 間)	教 科 目	時 間 数	学 科 目 (時 間)	教 科 目	時 間 数
哲 学 (45h)	哲 学 概 論	15	看 護 学 (135h)	看 護 実 践 評 価	45
	認 識 論 学	15		看 護 科 学 論 論	15
科 学 (45h)	科 間 学 術 学 論	15	看 護 制 度 (60h)	看 護 技 術 (演 習 含)	60
	人 間 学 術 学 論	15		医 療 制 度 律 規	15
心 理 学 (15h)	人 間 発 達 論	15	看 護 研 究 (165h)	看 護 と 制 法 規	15
社 会 学 (30h)	社 会 学 原 論 (グループダイナミクス含む)	15		統 計 方 法 学 I II 成	15
教 育 学 (75h)	教 育 原 心 論	15	看 護 教 育 (300h)	研 究 方 法 作	120
	教 育 心 方 評 法 価	30		看 護 教 育 課 程 論	15
社 会 福 祉 (15h)	社 会 福 祉 論	15	看 護 教 育 (270h)	看 護 教 育 課 程 論	15
情 報 科 学 (15h)	情 報 管 理	15		経 営 管 理 論 演 習	15
特 別 講 義 (45h)		45	レクリエーション (15h)	看 護 管 理 論 演 習	30
			体 験 学 習 (15h)	看 護 管 理 論 演 習	45
				看 護 管 理 論 演 習	30
				看 護 情 報 管 理 実 習	15
				看 護 管 理 実 習	120
				体 験 学 習	15
				体 音 育 楽	9
					6

総時間数975時間

管理者としてリーダーシップをとる者も、授業の成果を看護実践にフィードバックすることを考えた時、看護の原点を再確認すること、さらに人を育てることのできる教育的素地を養うことは共通の基本的課題であるという考え」からである。なお、管理専攻であっても、厚生省の看護教員認定資格（「厚生省看護教員養成課程修了証書」）が得られるために、後期においてはできるだけ両コースの聴講ができるように配慮されている。1988（昭和63）年度の共通科目とその時間数と各科目のねらいを1-21表に、専攻別科目については、教育専攻のものを1-22表に掲げる。

また、1995（平成7）年度の教育専攻の教育内容を1-23表に、同年度の管理専攻の教育内容を1-24表に示す。

1988（昭和63）年度は総時間数は1020時間であったが、1995（平成7）年度では975時間となり、「ゆとりを生み出す」ための努力がされている。

1-25表 看護研修学科 専攻別入学前就業場所・順位

() 内再掲

年度 期生	専攻	計	学 校 教 育			臨 床 (病 院 ・ 診 療 所)					
			専任 教員	教務 主任	その 他※ ₁	スタッフ	主任※ ₂ (副主任)	婦長※ ₃ (代理)	部 長 (副)	その他	無 職 (学生)
S 58 12	教育	38	4		1	28	3 (2)				2
	管理	12		1※ ₄		2	4 (1)	5			
S 59年度 (13期生) ~ S 60年度 (14期生) 不明											
S 61 15	教育	40	5		1	31	1 (1)			1	1
	管理	10				7	1	1	1 (1)		
S 62 16	教育	42	2			31	6 (1)	1			2 (1)
	管理	9	1		1	4	2	1			
S 63 17	教育	42	1		1	35	4	1			
	管理	11				6	3	2			
H 1 18	教育	47	8	1		29	7 (1)	1			1 (1)
	管理	8				3	1	4			
H 2 19	教育	42	10			27	4	1			
	管理	7				2	2	2 (1)		1	
H 3 20	教育	40	5		4	28	1	1			1
	管理	29	1			11	7 (2)	8 (1)	1 (1)	1	
S 58およ びS 61 ~H3	教育	291	35	1	7	209	26 (5)	5		1	7 (2)
	(%)	(100)	(12.0)	(0.3)	(2.4)	(71.8)	(8.9)	(1.7)		(0.3)	(2.4)
合 計	管理	86	2	1	1	35	20 (3)	23 (2)	2 (2)	2	
	(%)	(100)	(2.3)	(1.2)	(1.2)	(40.7)	(23.2)	(26.7)	(2.3)	(2.3)	

※₁、その他内訳-助教諭2、調査員・教務助手・介護福祉校教員各1、学校設立準備室3。

※₂、主任には係長を、副主任には主任代理を含む。

※₃、婦長代理には婦長補佐を含む。

※₄、教務長・婦長兼務

(4) 卒業後の進路

看護研修学科の専攻別入学前就業場所・職位を1-25表に、卒業時の就職状況を1-26表に掲げる。入学前に看護教育関係者は、教育専攻で約15%、管理専攻で約4%であったが、卒業時の就職場所としては、看護教育関係が全体（教育・管理）で約42%に変化していることがわかる。

3. 日本赤十字社幹部看護婦研修所

(1) 沿革と開設目的

この研修所の源は、1907（明治40）年5月の「看護婦長教成手続規定」による「看護婦長候補生課程」（6ヶ月の教育を本社病院で実施し、看護婦長適任証書を授与）に始まるとされている。この婦長候補生教育は1928（大正12）年から修業年限一ケ年となった。第二次大戦後、修業年限一ケ年の「看護婦卒後教育（指導者育成）」の教育が開始されたのは、1952（昭和27）年の幹部看護婦教育部の設置からである。この教育部は日本赤十字社の看護婦養成所の教師の質的量的拡充をはかる必要性が痛感され、「日本赤十字社における救護業務及び看護業務並びに看護教育の向上に資するため、看護婦に

1-26表 看護研修学科 卒業時の就職状況 （日本看護協会看護研修学校）

年度 期生	人数 (%)	看護教育					病院	保健婦	行政	他 (進学 留学)	未就業	未定	死亡
		大学 課程	短大 課程	専修 各種 学校	他	小計							
S 56 10	41 (100)		2 (4.9)	21 (51.2)	1 (2.4)	24 (58.5)	16 (39.1)	1 (2.4)					
S 57 11	40 (100)			19 (47.5)	1 (2.5)	20 (50.0)	17 (42.5)				2 (5.0)		1 (2.5)
S 58 12	50 (100)			17 (34.0)	1 (2.0)	18 (36.0)	28 (56.0)			2 (4.0)	2 (4.0)		
S 59 13	49 (100)		2 (4.1)	13 (26.6)	1 (2.0)	16 (32.7)	29 (59.2)			1 (2.0)	3 (6.1)		
S 60 14	51 (100)	3 (5.9)	3 (5.9)	22 (43.1)	1 (2.0)	29 (56.9)	20 (39.2)				2 (3.9)		
S 61 15	50 (100)		2 (4.0)	15 (30.0)		17 (34.0)	30 (60.0)				3 (6.0)		
S 62 16	51 (100)			15 (29.4)	1 (2.0)	16 (31.4)	29 (56.8)			1 (2.0)		5 (9.8)	
S 63 17	53 (100)			19 (35.8)		19 (35.8)	30 (56.6)					4 (7.6)	
H 1 18	53 (100)	1 (1.9)	2 (3.8)	17 (32.0)	1 (1.9)	21 (39.6)	28 (52.8)		1 (1.9)			3 (5.7)	
H 2 19	49 (100)		5 (10.2)	19 (38.9)	1 (2.0)	25 (51.0)	21 (42.9)	1 (2.0)			2 (4.0)		
S56 ~H2 計	487 (100)	4 (0.8)	16 (3.3)	177 (36.3)	8 (1.6)	205 (42.1)	248 (50.9)	2 (0.4)	1 (0.2)	4 (0.8)	14 (2.9)	12 (2.5)	1 (0.2)

対する高度の研修を行う機関」（日本赤十字社幹部看護婦研修所規則第一条）として設置された。その時には教育部の規則もなく、専任教職員もいなかった（日本赤十字中央女子短期大学の教職員が兼任）が、1963（昭和38）年11月に「医療施設や教育施設からの派遣者が増加し、教育運営上の検討」が必要となり、研修所規則を制定し、名称を「日本赤十字社幹部看護婦研修所」と改め、日本赤十字社直轄の指導者養成施設として運営されることになった。1977（昭和52）年から1982（昭和57）年までは「看護婦の指導者の需要が年々増加し、日本赤十字社管轄の施設以外からの入所希望者も増加し、これに応じるために」春秋二期制になったが、「各種の支障から」一期制にもどった。1983（昭和58）年からは「看護の指導者の専門性と資質の向上のために」専門コース制（看護教育コース、看護管理コース）をとるようになり、現在にいたっている。

（2）入学資格について

この研修所への入学は、日本赤十字社管轄下の病院等の施設で勤務している看護婦（保健婦・助産婦を含む）が、日本赤十字社の都道府県支部の推薦を経て、書類選考の上、派遣という形で入学する。入学資格としては、看護婦の免許取得後、5年以上の実務経験があること等、厚生省の看護教員養成講習会に定める受講資格に示された条件が指定されている。

（3）教育目的・目標と教育内容について

教育目的は「赤十字に関する諸条約及び赤十字に関する諸原則の精神に基づき、看護業務並びに看護教育の向上をはかるため、その指導者を育成する」におかれている。そして、教育目標としては「1. 赤十字について理解を深め、赤十字活動において指導的な役割を果たすことができる能力を開発する 2. 看護学についてより深く学び、看護実践において指導的役割を果たすことができる能力を開発する 3. 指導者としての資質の向上発展をめざす」というものが示されている。カリキュラムは、両コース共通のものを1-27表に、各コース独自のものを1-28表に掲げる。

カリキュラムは、先の3つの教育目標に対応して、1. 赤十字関係科目 2. 専門科目 3. 一般教育科目の枠組みから構成されている。「赤十字関係科目」は他の研修所にはない、この研修所独自の特徴であるが、「カリキュラムの根底に赤十字の人道主義の思想がおかれている」とされている。

（4）卒業生の動向

本研修所『30周年誌』に卒業生の実態調査の結果（1983（昭和58）年3月現在）が掲載されているので、それを以下に紹介する。この調査は配布対象者数が1126名で、有効回答者数1105名（回収率97%）というものである。1-5図に設置主体別就業状況（赤十字系、国立系、公立系、その他）、1-29表に就業状況と結婚の有無、1-30表に結婚の有無と設置主体別職位・職種別の状況を示す。

1-5図から、卒業生の80.2%が赤十字系にとどまっていることがわかる。1-29表から、全体の80.9%が常勤で就業している。また、全体の83.4%が何らかの形で就業しており、既婚者未婚者ともほぼ同じ割合であることがわかる。1-30表からは、赤十字系では、学校就業者のうち教務部長は38名（赤十字の全教務部長数は41名）、専任教師、臨床指導教師は186名となっていること、赤十字系以外では、公立系やその他で専任教師になっているものが比較的多いことがわかる。

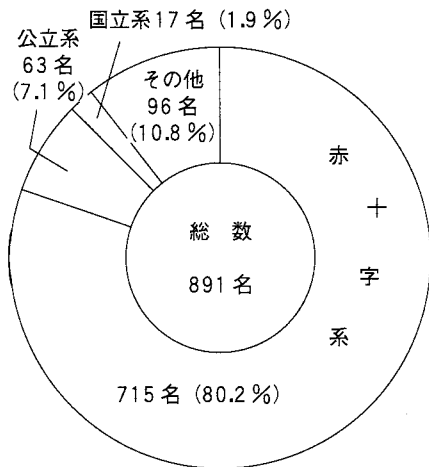
1-27表 共通科目とその時間数

科目	学科目	授業科目	時間	
赤十字科目	ジュネーブ条約と赤十字	ジュネーブ条約	15	
		赤十字の原則	15	
	赤十字事業と看護	赤十字活動	45	
	災害看護演習			
一般教育科目	哲学	認識論、思想史	30	選択
		科学哲学、科学史	30	
	論理学	論理的思考	30	
	心理学	社会心理	30	
	経済学	生活と経済	15	選択
	情報科学	情報科学	15	
	芸術	美術	30	選択
	保健体育	体育	30	
	英語	英語Ⅰ・Ⅱ	60	
専門基礎科目	教育学	教育原理	30	
		教育制度	15	
	教育方法	教育方法	30	
		教育工学		
	教育評価	教育評価	15	
	教育心理学	教育心理	30	
経営学	管理概論	30		
	組織論			

1-28表 コース別科目とその時間数 (1995年度)

看護教育コース				看護管理コース		
科目	学科目	授業科目	時間	学科目	授業科目	時間
専門科目	看護学教育	看護論	15	看護学教育	看護論	15
		同演習	30		同演習	30
		看護学教育論	15		看護学教育論	15
		看護教育史(看護教育制度)	15		看護教育史(看護教育制度)	15
		看護学教育方法	30		看護学教育方法	30
		同演習	60		同演習	60
		看護学教育評価	15		看護学教育評価	15
		看護婦学校教育課程	15		看護婦学校教育課程	15
	看護学	看護管理概論	15	看護学	看護管理概論	15
		同演習	45		同演習	45
	看護学校経営	看護管理概論	15	看護学校経営	看護管理概論	15
		看護婦学校経営	15		看護婦学校経営	15
	看護研究	研究概論・方法	45	看護研究	研究概論・方法	45
		同演習	60		同演習	60
実習	看護教育実習	90	実習	看護管理実習	90	
	看護管理実習	90		看護管理実習	90	
関連科目		討議方法	15		討議方法	15
		情報検索	15		情報検索	15
		社会保障システム論	15		社会保障システム論	15
その他		総合研修	30		総合研修	30
		特別講義	30		特別講義	30

総時間数 990時間



1-5図 設置主体別就業状況

1-29表 就業状況と結婚の有無

就業形態	結婚の有無		計
	既婚	未婚	
常勤	441 (39.9%)	455 (41.0%)	896 (80.9%)
パート	25 (2.3%)	2 (0.2%)	27 (2.5%)
なし	177 (16.1%)	5 (0.5%)	182 (16.6%)
計	643 (58.3%)	462 (41.7%)	1,105 (100.0%)

1-30表 結婚の有無と設置主体別職位・職種別の状況

赤十字系

(保助看=保健婦、助産婦、看護婦)

結婚の有無	就業の形態	本社		病院					学校				血液センター			支部			その他	計	
		課長	係長	看護部長	副部長	婦長	係長	臨床指導教師	保助看	教務部長	専任教師	臨床指導教師	助手	課長(婦長)	係長	保助看	課長(婦長)	係長			家庭看護教師
結婚	常勤	0	1	9	10	57	57	20	58	20	74	17	1	3	0	1	1	0	1	0	330
	パート	0	0	0	0	0	0	0	7	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	3	12
未婚	常勤	1	1	14	8	66	52	17	109	18	73	21	1	1	0	1	0	1	0	0	384
	パート	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小計		1	2	23	18	123	109	37	174	38	148	38	2	4	0	2	1	1	2	3	726

国立系

結婚の有無	就業の形態	行政		病院					大学及び短大				学校		研究・研修所		その他	計
		係長	係	部長(総婦長)	副部長	婦長	主任	保助看	教授	助教授	講師	助手	主任	専任教師	研究員	教官		
結婚	常勤	0	0	1	0	1	0	4	1	0	0	0	0	1	0	1	1	10
	パート	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
未婚	常勤	1	0	1	0	2	0	0	0	0	0	1	0	0	0	2	0	7
	パート	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小計		1	0	2	0	3	0	5	1	0	0	1	0	1	0	3	1	18

公立系

結婚の有無	就業の形態	行政		病院					大学及び短大				学校		研究・研修所		小中高校	保健所		国保関係	その他	計
		係長	係	部長(総婦長)	副部長	婦長	主任	保助看	教授	助教授	講師	助手	主任	専任教師	研究員	教官	養護教諭	婦長	保助看	保助看		
結婚	常勤	0	0	0	0	4	2	7	0	0	1	0	2	10	0	0	5	1	1	2	1	36
	パート	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	2	0	0	3
未婚	常勤	0	1	3	1	5	0	0	1	2	1	1	4	3	1	0	0	0	3	0	1	27
	パート	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小計		0	1	3	1	9	2	7	1	2	2	2	6	13	1	0	5	1	6	2	2	66

その他

結婚の有無	就業の形態	病院					大学及び短大				学校		診療所	医務室	その他	計
		部長(総婦長)	副部長	婦長	主任	保助看	教授	助教授	講師	助手	主任	専任教師	保健室			
結婚	常勤	2	1	11	5	11	0	0	0	1	8	15	1	8	2	65
	パート	0	0	0	0	6	0	0	0	0	0	0	2	0	1	9
未婚	常勤	3	0	5	2	5	0	1	0	0	2	10	0	3	1	32
	パート	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2
小計		5	1	16	7	23	0	1	0	1	10	25	3	12	4	108

学校欄：赤十字系の場合、短期大学、看護専門学校、助産婦学校、研修所を含む。国・公立系及びその他の場合、保健婦学校、助産婦学校、看護専門学校を含む。

第4節 看護業務の変化と看護継続教育

本節では、看護婦等養成教育を修了した後の教育研修について概観する。

養成教育を修了して看護婦の資格をとっても実際に看護婦としての実務ができるかということ、実際にはできないというのが実状である。従って、実務に就く中で看護業務の実務に即した技術技能そして知識を身に付ける必要があり、必要なOJTや時に特別な研修が行われている。その後も、それぞれの専門領域での能力を高め、得るために、看護職者はその職歴に応じた教育研修を受けまた自ら学ぶ必要がある。

更に、看護業務が変化し、高度化、多様化が近年一層進む中で、またこれに対応して看護婦等養成教育がより「基礎教育」化する中で、看護婦等養成教育後の「卒後教育」ないし「継続教育」の必要性と重要性への認識は一層高まっている。

ここではまず、看護継続教育の現在を理解するために、看護の現場の変化を『看護制度検討会報告書』によって概観しておきたい。

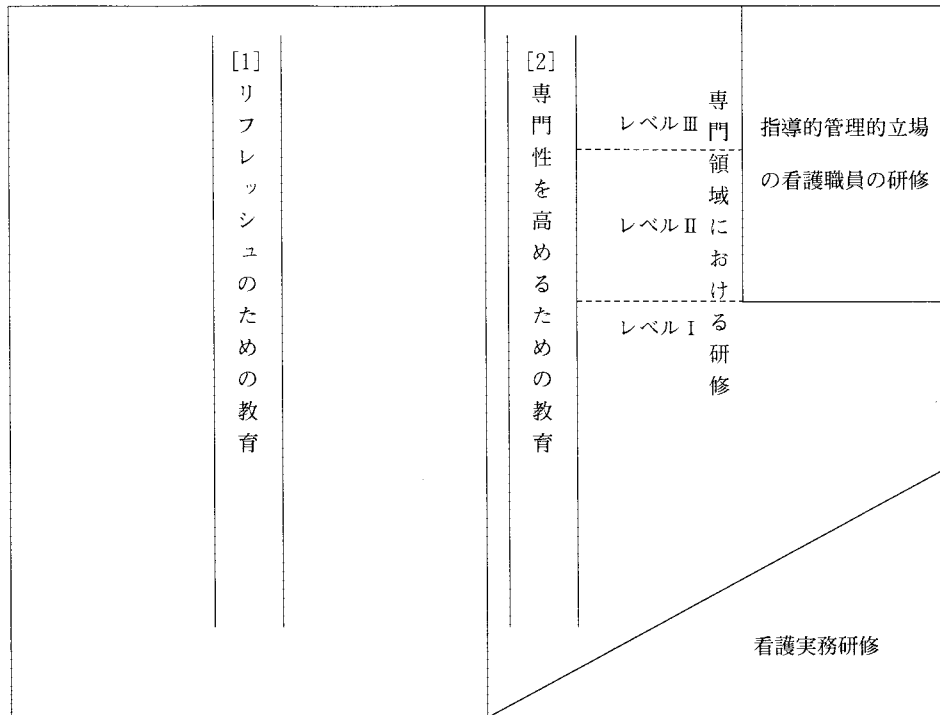
まず看護概念の変化だが、従来は疾患をもった患者を対象とし、疾病の治療への援助を中心とするものであったが、健康者までも広く含むものへと変化してきた。保健指導、健康教育への対応、精神保健、産業保健への対処へまで、看護婦の仕事は広がっている。看護の場の広がり、在宅医療への訪問看護という面にも現れていて、高齢化が進む中で訪問看護の体制づくりが進められている。

また、看護の在り方についての考え方も変化し、かつては苦痛、症状に対応する対症看護が主流であったが、「総合看護」として人間を身体的、心理的、社会的な側面から総合的にとらえようという考え方が一般的となり、更に近年は、看護を、診断、治療方針に基づいて疾病回復へ向けての一連のながれ（「看護過程」）としてとらえ、科学的な問題解決法でその個人がもつ問題点の分析、具体策の計画立案、実践、評価の順で看護を実践する方法が浸透してきている。看護業務の展開法も変化し、検温係、処置係、与薬係といった看護業務を機能別に分けた機能看護が主流であったものが、看護婦、准看護婦、看護助手等がチームを組み、患者に合わせた看護計画に沿って看護業務を実施する方法が取り入れられ、更に近年は、各看護婦が担当の患者を受け持ち、その者に合わせて入院から退院まで看護計画を立案、実践する「受持ち看護」という方法が試みられつつある。

これらの変化と共に見落とせないのが、医療の高度化、専門化、複雑化が進み、看護内容も高度化、専門化が求められるようになり、また、他の医療関係技術者との連携・共同も必要となってきたという点である。また、国民の看護に対する要求が高くなってゆく中で看護の質が問われ、さらに看護婦の人間性までも問われるような場面も多くなってきているという状況もある。

このような変化は、看護業務ないし看護婦に対する要求の高まりであると共に、期待の高まりでもあり、看護業務と看護婦の在り方に新たな可能性を開くという面を持っている。

このように看護現場が変化しつつあるという状況に加えて、看護職者の職場は多種多様である。これに伴い、現任者（在職者）の教育研修ないし学習は、人により職場により、また教育実施主体機関により、様々に行われているというのが現状であると言えよう。そこで、看護継続教育の全体像を厚生省の「看護職員生涯教育検討会報告書」（1992（平成4）年3月31日）で概観的にとらえることにしたい。



1-6 図 看護職員生涯教育の範囲

1-31表 院内教育段階別具体的目標

卒後1年目	・社会的、専門職業人としての自覚をもち、日々の業務を通じて、看護実践能力を身につけ、意欲的に看護に取り組む姿勢を養う。
2年目	・1年間の看護を通しての自己の看護観を再確認し、看護の視点を深め今後の自分自身の課題を見出す。
3年目	・他の人々と協働しながら、チームリーダー、チームメンバーの役割を果たし、日々の業務を円滑かつ効率的に遂行できる。
4～5年目	・指導者層としての自覚をもち、日々の看護や、後輩、学生の指導などにリーダーシップが発揮できる。
6～10年目	・問題意識をもって日々の業務にのぞみ、上司と協調して、問題解決や業務の改善をはかることができる。
10年目以上	・自己啓発や相互啓発に努め、上司に協力して、社会の変化や医療の進歩に応じた看護が実践できる。
係長	・係長としての自覚を持ち、婦長を補佐し、看護職員及び学生の教育ができる。
婦長	・病院及び看護部の方針に協力して、病棟管理を遂行し、質の高い看護サービスが提供できる。
看護助手	・看護助手として必要な知識、技術を修得し、看護業務が円滑に行われるよう看護婦の補助者としての業務が遂行できる。
クラーク	

目指すべき方向への提言であるので、今後の方向を知る上でも、また現状の一つの整理ともなっている
ので、看護職者に対して行われる様々な教育の見取り図を得るのにもよいと思われる。

この報告書では、看護職員の生涯にわたる教育研修の必要性とその多様性を踏まえて、1-6図に示
すような生涯教育の体系を示した。

看護職員がその職歴を通じて受けるべき教育には、大きく区分すれば「リフレッシュのための教育」
と「専門性を高める教育」とがある。前者は「生涯にわたってリフレッシュする教育」であり、「看護
分野はもちろん、医療分野全般における新たな動向、社会情勢の変化、そして患者の全人的な理解等を
内容とするもの」である。後者は「専門職業人としての積極的な能力開発を進めるための系統的な教育」
で、「看護実務研修」、「専門領域における研修」、「指導的管理的立場の看護職員の研修」の三領域
の教育が考えられている。「看護実務研修」は、新卒看護職者に対する約3年間の「看護に対する考え
方を育て、実務の基本的な看護技術や知識を身に付けるための看護実務研修」であり、「専門領域にお
ける研修」は、これと並行して始まる「専門領域における看護を深めていく研修」で、三段階のレベル
が設定されている。そして「指導的管理的立場の看護職員の研修」は、新卒直後約5年間の専門
領域研修第一段階が終わる時期から、専門領域研修の第二、第三段階と並んで設定されている。

看護婦が養成教育修了後職に就き、在職年数を経るにつれてどのように看護婦としての職務能力を
身に付けてゆくのかが、一つのすぐれた病院における例だが、日本赤十字社医療センター看護部の「院
内教育段階別具体的目標」によって見ることができるので、1-31表にあげる。この例でも、一人前の看
護婦としての力を身に付けるのは、ないし中堅の看護婦としての第一歩を歩み始めるのは、職に就いて
4-5年後と考えられている。

さて、看護職員生涯教育検討会が示した生涯教育体系の中で、制度的に整えてゆく方向で進んでいる
のは「専門性を高める教育」の中の「専門領域における研修」第2段階以降および「指導的管理的立場
の看護職員に対する研修」である。社会的評価と職場での処遇に結びつく「資格」認定と関連づけて体
系化する方向で動いている。中でも指導的管理的立場の看護職員に対するものが先行している。

資格と結びついて制度として整っている養成教育後の教育としては、現在看護教員養成教育があるの
みである。この意味で看護教員養成教育は、単に看護婦学校養成所の教員を養成しているだけでなく、
病院での「指導的管理的立場の看護職員」への組織だった教育ともなっている面がある。しかし、看護
教員資格取得者が元の病院にもどるとしても、学校養成所の養成教育と院内での現任者（在職者）の教
育とでは質、条件が異なる。看護協会看護研修センター看護研修学科また日本赤十字社幹部看護婦研修
所のコースが多くの共通部分を持ちながら教育専攻と管理専攻に分けられたのはこの現れであろう。ま
た、看護協会の看護管理者教育のカリキュラムには、現任者教育ないし院内教育の科目（「継続教育」）
が含まれている。この看護管理者教育は、看護研修センターの卒後教育部で、看護研修学校とは別に、
実施されている。「継続教育」のテキストを見ると、現任者教育の特質、院内教育の教育計画、実施形
態・方法が主に取り上げられている。

次いで制度化へ向けての具体的動きがあるのは、看護管理者教育と「専門領域における研修」領域で
る。いくつかの看護教育施設また先進的な病院でのこの分野での実践を踏まえて、日本看護協会の資格
の問題と関連させた取り組みが始まっている。

上記の日本看護協会の看護管理者教育は、同協会の平成4（1992）年度通常総会で承認された「看護管

理教育と資格認定制度」によるもので、三段階（ファーストレベル、セカンドレベル、サードレベル）からなり、修了者にはそれぞれ認定証が交付される。カリキュラムを1-32表に示す。1単位15時間である。

受講資格は、大学受験資格を有し、保健婦・助産婦・看護婦いずれか一つ以上の免許取得後、5年以上の実務経験を有することとなっている。職位に関係なく、ファーストレベルから受講し修了してゆく必要がある。

教育機関は、ファーストレベルは各県看護協会と各県看護協会が委託した大学、短大、病院など、セカンドレベルは当面日本看護協会、サードレベルは日本看護協会が行う。

1994（平成6）年度には、セカンドレベルの研修も行われている。受講者のほとんどは婦長であった。

「専門領域における研修」の体系化・制度化へ向けての動きは緒についたところである。この分野で日本看護協会の取り組みは、「認定看護婦（士）制度」と「専門看護師制度」の二つがある。いずれも平成6（1994）年度の通常総会決議を受けて、それぞれ委員会が設けられ検討が進められた。前者については「認定看護婦（士）制度試案」が提出され、7年度総会で討議される。後者については調査検討の基礎づくり段階である。

「専門看護師制度」は、いわば国際的にも通用する本格的な専門看護婦（士）の認定と養成を体系化しようとするものである。5年の実務経験と2年間の専門看護教育を経て認定試験を受け、合格すれば専門看護師として認定するという案である。専門看護教育は大学院の修士課程また日本看護協会などの専門看護課程で行う。認定領域の特定、実務経験の内容、認定試験の方法と内容が検討課題となっている。また専門看護師の現場施設への受け入れ体制をどう整備してゆくかという問題が残されている。現在、このレベルの専門看護婦は、日本では、各分野数人の単位であるとのことである。

「認定看護婦（士）制度」は、ある特定の看護分野で熟練した看護技術と知識を有する看護婦（士）をそれとして認定しようというものである。保健婦（士）、助産婦、看護婦（士）いずれかの免許を有

1-32表 看護管理者教育カリキュラム

ファーストレベル (婦長補佐)		セカンドレベル (婦長)		サードレベル (副看護部長・看護部長)	
科目	単位数	科目	単位数	科目	単位数
看護論Ⅰ	2	看護論Ⅱ	2		
人間関係論Ⅰ	2	人間関係論Ⅱ	2	人間関係論Ⅲ	2
情報管理Ⅰ	1	情報管理Ⅱ	2		
看護管理Ⅰ	2	看護管理Ⅱ	4	看護管理Ⅲ	4
継続教育Ⅰ	1	継続教育Ⅱ	1		
看護研究Ⅰ	2	看護研究Ⅱ	1		
				医療経済	4
				経営管理	8
(計)	10 (150時間, 5週間)	(計)	12 (180時間, 6週間)	(計)	18 (270時間, 9週間)

し、所定の教育を修了しており、実務経験通算5年（うち3年は特定の看護分野での経験）の者について、認定委員会が審査し認定看護婦（士）名簿に登録し、認定証を交付し、氏名を公表する。

日本看護協会が行うこの認定看護婦の教育は、期間6ヶ月で、先に示したように看護婦等の免許を持ち、実務経験を有し、かつ協会会員で推薦書がある者を対象としている。

養成教育（基礎教育）修了後の教育（継続教育）の教育担当者はどのような人であろうか。

「リフレッシュのための教育」は様々な場で様々な機関、人によって行われるであろう。また、「看護実務研修」は職場の中で先輩看護婦や医師によって行われるものであろう。レベルⅠの「専門領域における研修」も同様であろう。これらの教育は、看護職者全体の質の維持向上、医療や社会への適応を考えれば、看護基礎教育の充実と共に、今後ますます重要となってくる。看護職者でこれらの教育に携わる者は、看護現場の中堅以上の看護婦となる。その中には看護基礎教育の臨床実習に関わる「実習指導者」が含まれるし、「看護教員」資格者もこの部分の教育に関わることがあるであろう。

「指導的管理的立場の看護職員の研修」およびレベルⅡレベルⅢの「専門領域における研修」は、病院での実務や研修を通じて、看護婦自身の研究（多くの看護関係学会がある）や学習によって、また看護関係組織・機関が行う教育研修によって行われている。上記したような看護生涯教育の体系化が進めば、看護関係の教育専門施設の比重が増してくるであろう。この看護教育専門施設には、看護大学・大学院と他の看護教育施設があるが、いずれにおいても過渡期の現在、教育担当者の確保に困難を感じているようである。

おわりに

看護教員養成体系の特徴と動向について、次のようにまとめることができよう。

- (1) 看護教員の養成教育は〔看護基礎教育＋実務経験5年＋看護教員養成教育〕という体系で制度化されているが、それぞれの内容は多様である。
- (2) その中で大学における看護基礎教育の拡大と、看護教員養成教育の長期化、その内容の充実が求められている。看護界では、看護教員養成教育は修士課程の位置づけで捉えようとする方向である。
- (3) 看護基礎教育後の看護職員の教育研修の充実、機会の拡大が必要とされ、生涯教育として体系化を図って実現してゆこうとする動きがある。看護教員養成教育は、看護婦等養成所の専任教員養成としてだけでなく、この教育体系の中にも位置づけられている面がある。
- (4) 看護教育は看護基礎教育＋看護継続教育として整理できるが、この両面にわたって学校教育体系と現任者教育（研修）の問題とが交錯している。学校教育体系との整合性を、看護基礎教育を短大・大学に、継続教育のうちレベルの高いものについては大学院（修士課程）に位置づけで整理を図ろうとしているが、看護職者全体として仕事の質を高め地位を高めて行くためには、看護継続教育の様々な面での教育研修の機会の拡大、その体系化、内容の充実が必要と認識されているようである。（ここには看護婦の使命、職務、業務をどう現代の状況に即して捉え直し整理するかという問題が関わっており、看護婦の場合はさらに資格の問題が関わってくる。）

- (5) 看護の仕事の向上には、体系的な学習と学問的な研究だけでなく、実務での経験の蓄積と研究を必要とし、大学・大学院における教育研究と病院や看護関係機関における教育研究とは今後も並存してゆくと思われる。どう役割分担し、それぞれの特徴をどう活かしてゆくかも今後の課題となっているように思われる。
- (6) 調査をおこなって印象的であったことは、看護界で熱心に研究教育への取り組みがなされていることであった。今一つは、看護職者の職場と業務の多様性である。基礎教育と継続教育にわたっての看護教育研修の充実と体系化への熱心な取り組みは、看護職者の地位の向上をはかる条件としてだけでなく、その方法の一つとして取り組まれているようである。

最後に、快く調査に応じ熱心に説明していただいたいき、また必要な文献を教えていただいた方々、日本赤十字社幹部看護婦研修所の西村千代子教務部長、厚生省看護研修研究センターの安住矩子所長、阿部泰子教務科長、後藤芳之庶務科長、日本看護協会看護研修センターの柴田レイ子卒後教育部長、また様々な手配などの労を執っていただいた上記施設及び国立公衆衛生院の方々に感謝いたします。また、名古屋学院大学教授山崎昌甫先生にもいろいろご教示いただきました。この方々のご教示がなければこの報告を書くことができなかった。改めて感謝いたします。

主要参考文献一覧

- 門脇・清水・森山編『看護法令要覧 平成6年版』日本看護協会出版会、1994年
- 厚生省健康政策局看護課監修『平成5年版 看護関係統計資料集』日本看護協会出版会、1993年
- 厚生省健康政策局看護課監修『平成6年版 看護関係統計資料集』日本看護協会出版会、1994年
- 厚生省健康政策局看護課編『看護教育カリキュラムー21世紀に期待される看護職者のためにー』第一法規、1989年
- 厚生省健康政策局看護課監修『看護制度検討会報告書ー21世紀へむけての看護制度のあり方ー』第一法規、1987年
- 日本看護協会『平成5年版 看護白書』日本看護協会出版会、1993年
- 日本看護協会『平成6年版 看護白書』日本看護協会出版会、1994年
- 日本看護協会看護研修学校『10周年記念誌』1981年
- 日本看護協会看護研修学校『20周年記念誌』1991年
- 『日本看護協会調査研究報告No.38、1993』日本看護協会出版会、1993年
- 日本赤十字社『日本赤十字社看護婦養成百周年記念誌』1991年
- 日本赤十字社幹部看護婦研修所『30周年誌』
- 『看護展望』VOL.13, No.8、メヂカルフレンド社、1988年
- 『看護管理』Vol.3, No.7、1993NOV/DEC、医学書院
- 稲田美和他著『看護管理シリーズ7 継続教育』日本看護協会出版会、1994年
- 木下安子『看護史』（最新看護学全書別巻1）メヂカルフレンド社、1988年
- 西村千代子、門脇豊子、鈴木文江、箕浦とき子「座談会 教員養成機関の果たす役割」、『看護教育』Vol.34, No.4、1993-4、医学書院